

平成28年度 拓殖大学 研究所 奨学論文・作品入選作品集



平成 28 年度 拓殖大学研究所

奨学論文・作品入選作品集

● 経 営 経 理 研 究 所 ●

● 政 治 経 済 研 究 所 ●

● 言 語 文 化 研 究 所 ●

● 理 工 学 総 合 研 究 所 ●

● 人 文 科 学 研 究 所 ●

● 海 外 事 情 研 究 所 ●

目 次

□経営経理研究所

- 最優秀賞 内田 雅之（商学部経営学科 4 年）
会田 祥菜（商学部経営学科 4 年）
羅 晶晶（商学部経営学科 4 年）
大野 裕輝（商学部国際ビジネス学科 4 年）
佐藤 将也（商学部会計学科 4 年）

地域活性化においてご当地アイドルが果たす役割について…………… 1

□政治経済研究所

- 最優秀賞 武田 晃樹（政経学部法律政治学科 4 年）

責任能力のない未成年者とその監督義務者の責任をめぐる問題…………… 17

□言語文化研究所

- 最優秀賞 塚越 歩美（外国語学部中国語学科 4 年）

中国語における外来語について…………… 31

□理工学総合研究所

- 最優秀賞 大始良 義将（工学研究科情報・デザイン工学専攻（博士前期課程）2 年）

痛みを評価できるデジタル・ツールの開発…………… 47

□人文科学研究所

- 最優秀賞 鴨 賢司（地方政治行政研究科地方政治行政専攻（修士課程）2 年）

専業主夫になる要因 ― 専業主婦との違い ― …………… 59

□海外事情研究所

- 最優秀賞 宮澤 里奈（国際協力学研究科安全保障専攻（博士前期課程）2 年）

中国と日本における友好的な関係発展への可能性― 政治戦略に左右されない国民間関係 ― … 71

資料…………… 81

The Business Research Institute

経営経理研究所

経営経理研究所 最優秀賞

地域活性化においてご当地アイドルが 果たす役割について

商学部経営学科	4 年	内田 雅之
商学部経営学科	4 年	会田 祥菜
商学部経営学科	4 年	羅 晶晶
商学部国際ビジネス学科	4 年	大野 裕輝
商学部会計学科	4 年	佐藤 将也

目 次

1. 現状分析（担当者：羅晶晶）
 - (1) 地域活性化の必要性
 - (2) 地域活性化対策としてのご当地モノ
 - (3) 盛り上がりを見せるご当地アイドル
 - (4) ご当地アイドルの実地調査
 - (5) 本研究の問題意識
2. 地域活性化とご当地アイドルに関する先行研究のレビュー（担当者：大野裕輝）
3. 仮説導出（担当者：内田雅之）
 - (1) ご当地アイドルに広告効果はあるのか
 - (2) 圏内外でご当地アイドルに対する見方に違いはあるのか
 - (3) ご当地アイドルと全国アイドルに対する圏内の人の見方に違いはあるのか
4. 仮説検証（担当者：会田祥菜）
5. 本研究の学術的貢献点および実務的貢献点
(担当者：佐藤将也)

1. 現状分析

(1) 地域活性化の必要性

国土交通省は2009年の『過疎集落研究会報告書』の中で、過疎地域が今後、山間地から中間地、平地へと広がる可能性があり、その結果として、こうした地域の住民の恒常的な生活の維持が困難になる恐れがあると警鐘を鳴らしている。また、同じく国土交通省は2007年の国土交通白書の第Ⅱ部3章1節において「地方中核都市や地方中小都市に活力を呼び込むと同時に、農山漁村等の条件不利地域に居住する人々の日々のくらしの安心を確保し、持続可能な地域づくり・くらしづくりを目指すこと」(p.96)として、地域活性化の必要性を強く主張している。

地域活性化の手順については、中小企業基盤整備機構による『地域活性化のための面的支援調査報告書』によると、①地域内の所得を地域内で循環させる「地産地消」と、②地域外のヒト・企業・カネを地域内に呼び込み、地域内に所得を発生させる「地域外需要の取り込み」の2つの方法があり、それぞれの方法の結果として、地域内に企業の投資を促し、家計の所得を増やし、消費が拡大する「好循環」を起こすことが可能となる。

本研究では、これら2つの地域活性化方法のうち「地域外需要の取り込み」の手段として考えられがちな「ご当地モノ」、とりわけ「ご当地アイドル」が、実はもう一つの地域活性化方法の「地産地消」を促進する手段としての可能性も秘めているのではないかという問題意識を持ち議論を進めていくこととする。

(2) 地域活性化対策としてのご当地モノ

越川(2008)はブランド化の対象として、地域の商品・特産品、観光地、そしてコミュニティの3つをあげ、「マーケティングやブランド論が転用され始めた当初は地域の商品・特産品といったものに焦点を当てるものが主であったが、徐々に観光地に対するサービス・マーケティング、そしてコミュニティに重点を置いて考えるものへとその焦点が移行している」(p.3)と述べている。

例えば、ご当地グルメで有名なB-1グランプリ公式HPにおいて、「B-1グランプリの『B』は地域Brand(ブランド)の『B』であり、まちを盛り上げ、地域ブランドを確立しようと日々活動するまちおこし団体の、年に一度の共同PRイベントです。(中略)ゴールドグランプリなどの表彰はまちおこし団体に対して行うものであり、料理が表彰されているのではない」と記述されているように、商品とそれに付随するコミュニティにも注目している。この風潮は次第に加速

し、地方の文化を孕んだ特産品が「ご当地モノ」となり、近年のブームを作り出したきっかけになっていると考えられる。

本研究ではまず、ご当地と名のついたご当地グルメ、ご当地キャラクター（ゆるキャラ）ご当地アイドルに注目した。ご当地グルメはグーグルトレンド（過去に何度検索されたかをグラフ化するサービス）でも右肩上がりであり、注目されているキーワードであると考えられる。前述した B-1 グランプリは 2015 年で 10 回目の開催を迎え、全国から 62 のまちおこし団体が出展し、2 日間で 33 万 4,000 人が来場するなど注目度は年々高まっている。また、ゆるキャラは地方自治体のまちおこしの一環として始められた結果、大きなブームとなった。ゆるキャラグランプリ公式 HP では 2015 年の時点で 1,727 体のエントリーがあった。ネット投票で決まる「ゆるキャラグランプリ」はブレイクの登竜門となっている。例えば、熊本県のご当地キャラクターである「くまモン」は 2013 年にはフランスで開かれたジャパンエキスポにも参加するなど、名実ともに日本を代表するゆるキャラとなってきた。

さらにご当地アイドルも近年は注目され、新潟県を中心に全国でも活躍している新潟在住のご当地アイドル「Negicco」が、カップ麺を製造するエースコックによって新潟県の味わいを再現した新商品の PR に起用されたり、栃木県のご当地アイドル「とちおとめ 25」が栃木県の名産品のいちご「とちおとめ」の商品 PR 大使に任命されたりしている。

以上のように、近年、ご当地モノは地方活性化の重要な手段として注目されていることがわかる。

(3) 盛り上がりを見せるご当地アイドル

ご当地モノの中でも、近年様々なメディアに取り上げられ、とりわけ盛り上がりを見せているのが、ご当地アイドルである。ご当地アイドルとは AKB48 などの全国的に人気を博すアイドルではなく地元を拠点とするアイドルのことである。ご当地アイドルについては、様々な定義がされているため、本研究では、ご当地アイドルを「メンバー全員が地元の出身で、その地域を拠点として活動している女性グループ」とした。ご当地アイドルは 2015 年末時点で 678 のグループ（東京のアイドルを除く）が活動しているとされ、2015 年のゆるキャラの数（ゆるキャラ・グランプリのエントリー総数）1,727 体には及ばないものの、2011 年時点で把握されている約 100 グループから 4 年間で 6 倍以上に急増している点は注目に値する。ご当地アイドルが増加する理由としては、NHK 朝の連続ドラマ

「あまちゃん」ブームの影響もあり、アイドルを目指す女性が増える一方で、東京ではアイドルが飽和し、コンセプトが被ったり、家や学校の関係で東京に出て行けなかったりという事情で、地元でアイドル活動を始めることがあげられる。

(4) ご当地アイドルの実地調査

ここまでの現状分析を踏まえ、本研究ではまずご当地アイドルがどのようなものかを確認するために実際にご当地アイドルのライブを視察し、地方自治体にご当地アイドルの起用についてどのように考えているのかについてインタビューを行った。

まず、はじめに神奈川県川崎市のご当地アイドル「川崎純情小町☆」のライブを視察に行った。ライブの観客は男性だけかと思われていたが、実際は女性や小さな子供連れの家族も見受けられた。通常のアイドルのライブに比べて規模は小さいものであるが、ダンスや歌のパフォーマンスのレベルは決して低いものではなかった。一方で曲の合間に話す彼女達のトークは非常に未熟な印象を受けたが、逆にそれが観客との程良い掛け合いを生み出していた点は興味深い。次に視察したのが、埼玉県川越市のご当地アイドル「川越 CLEAR'S」である。このグループの司会進行も決してスムーズなものではなかったが、失敗を恐れない大胆なパフォーマンスがファンとの距離を近くしている点は、「川崎純情小町☆」同様、注目すべき点である。この2件の視察からわかったことは、ご当地アイドルに対する観客との物理的および心理的な距離の近さである。

最後に有楽町で開催された愛媛県の観光・物産 PR イベント「愛の国 愛顔のえひめフェスティバル」を訪問し、観光物産振興課のスタッフにご当地アイドルの起用の可能性についてインタビューを行った。当該スタッフからは、「ご当地アイドルは地元では知名度はあるが、東京で集客するにはきつように思える。有名人を呼ぶなら愛媛県出身の東京で活躍されているタレントを呼ぶ」との回答で、自治体が対外的な PR にご当地アイドルを用いることには必ずしも積極的ではないことがわかった。

(5) 本研究の問題意識

実地調査から得た感触としては、ご当地アイドルは、ご当地モノといえども、ゆるキャラとは異なり、東京で活動させるなど対外的に起用することの効果は限定的である一方で、ライブで地元ファンの心をつかんでいる点において地域内での影響力は決して小さくはないということである。本研究に取り組んだ当初は、

ご当地アイドルにもゆるキャラ同様の対外的な効果があるものと期待していたが、むしろ地域内への効果の方が強いのではないかという問題意識を持つに至った。すなわち、本研究の冒頭でも述べた通り、ご当地アイドルは、2つの地域活性化方法のうち「地域外需要の取り込み」の手段としてというよりも、「地産地消」を促進する手段としての可能性を秘めているのではないかと考えられるのである。

さらに興味深いことは、ライブのパフォーマンスのレベルが全国アイドルに比べれば格段に低いものであったのにも関わらず、熱心な地元ファンを集めている点である。そこで本研究では、全国アイドルとは異なった要因でご当地アイドルを応援するのではないかと、さらに言えば、全国アイドルと比べた未熟さがむしろご当地アイドルを応援する心理にポジティブな影響を与えているのではないかという、もう一つの問題意識を抱くこととなった。

そこで本研究では「地元の人がどのような心理のもとでご当地アイドルを応援し、そしてそれが地域活性化に対してどのようにつながるのかを明らかにすること」を研究目的とした。なお、以下では、ご当地アイドルが活動する地域を「圏内」、それ以外を「圏外」と呼ぶこととする。例えば、先述した「川崎純情小町☆」の場合は川崎市が「圏内」となり、川崎市以外が「圏外」となる。

2. 地域活性化とご当地アイドルに関する先行研究のレビュー

ご当地アイドルに関連する書籍や雑誌記事などは多数存在するが、それらはすべてご当地アイドル自身が有名になるためにどのようなプロデュースを行えばいいかなど、マネジメントに関するものがほとんどで、ご当地アイドルと地域活性化の関係を扱った研究を見つけることはできなかった。そこで、まずは地域活性化一般に関する先行研究のレビューから開始した。

地域活性化一般に関する研究は主として各地域の名産品や観光名所を圏外に向けてPRするなど、圏外からの需要取り込みを促進することによる地域活性化に関する研究が多い。一方で、圏内に向けた地域活性化の研究はあまり存在しないが、新川（2002）は「基盤整備や産業インフラ整備から文化インフラ整備あるいは生活インフラ整備へと重点が移動している。ソフト開発においても、従来のイベントソフトから人材ソフトへシフトしているのである。言い換えれば、地域開発が、経済開発から社会開発へ、さらには人的資源開発へと変化しているともいえる」と述べているように、現在の地域活性化は、従来の地域開発とは異なり、

人々の動きを中心とした地域活性化方法に移行しつつあることがわかる。すなわち、今後の地域活性化は、人を中心として圏内から盛り上げることがまずは必要であるということである。

また、笠原（2003）は「今後大都市以外で観光客を増やすためには、観光振興に活かせる内部資源を探し出し、それを軸とし、地域一体となって様々な施策を展開すること（地域一体内発型の観光振興）が必要である」（p.1）と述べ、地域一体内発型の観光振興を成功させるための要素として、①強力な統率力、②誇れる地域資源、③地域構成員参加の仕組み、④新しい取り組み、の4つが必要であると指摘している。笠原が提案した4つの要素は、ご当地アイドルに対しても適応可能である。例えば、①ご当地アイドルを率いて地域活性化を図ろうとする事務所、②ご当地アイドルそのもの、③ご当地アイドルを応援し一緒に地域活性化を図ろうとする圏内のファンの人々、④ご当地アイドルを活用した今までにはない新しい地域活性化のイベント、のように、ご当地アイドルはこれら4つの要素の条件を満たせることから、地域活性化を図る可能性を秘めていることがわかる。

しかし、こうした要素の列挙だけでは、ご当地アイドルがどのように「地産地消」を通じて地域活性化に貢献できるのかは不明である。そこで、以下では、ご当地アイドルによる圏内への効果という視点から、仮説を導出し、そして検証を行うこととする。

3. 仮説導出

(1) ご当地アイドルに広告効果はあるのか

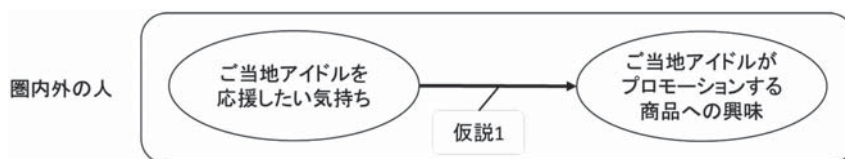
先述の現状分析で取りあげた「エースコック」や「とちおとめ」の事例のように、ご当地アイドルは地方商品のPRキャラクターとして活用されている。そこで本研究では、地域活性化の一側面である地元商品のPRに焦点を当て、ご当地アイドルがどのような理由で商品のPR効果を生み出しているのかを確認する。

宣伝会議（2014年10月号）では「アイドルを活用したキャンペーンを設計するならば、ファンが自然と抱く『応援したい』という心理や行為の『延長線上』にあるようなものであることが望ましい」（p.155）と述べられている。これはアイドルに対して応援したい気持ちがまず広告・キャンペーンの必要条件であることが示されている。ご当地アイドルでは応援する対象として、背後に自分自身の地域があるためによりこの傾向が顕著になると思われる。

このことから、ご当地アイドルの場合でも、アイドルがプロモーションする商品に対する興味へとつながるものとして、本研究では以下の通り仮説1を導出し(図表1参照)、ご当地アイドルにも一般的なアイドルと同様の効果が期待されることをまずは確認する。

仮説1：ご当地アイドルを応援する気持ちが強いほど、そのアイドルがプロモーションする商品への興味を持ちやすい

図表1 仮説1の概念図



(2) 圏内外でご当地アイドルに対する見方に違いはあるのか

次に、ご当地アイドルに対する圏内の人の応援したい気持ちがどのような心理のもとで形成されるのかを考察していく。特に、AKB48のような全国アイドルに対する応援したい気持ちとどのように異なるのかに注目する。

「本研究の問題意識」でも記述したように、ご当地アイドルはライブのパフォーマンスのレベルが全国アイドルに比べれば格段に低いものに関わらず、熱心な地元ファンを集めている点において、全国アイドルとは異なった要因でご当地アイドルが応援されているものとする。

渋谷(2013)によれば、地元に対する忠誠心や帰属意識、つまり地元愛が生まれる要因には、「内集団ひいき」と「ノスタルジー」の2つがある。「内集団ひいき」とは目的を持った組織、自然発生したコミュニティで交流することで仲間意識が生まれ、自分が属している集団に有利になるように振舞うことである。また「ノスタルジー」は過去の特定の場所に対して強い愛着を感じることである。地元愛は自分が幼少期から育った地元や故郷に対する強い愛着を指す。この地元愛がご当地アイドルに対する応援したい気持ちと関係してくるものと考えられる。当然のことながら、ご当地アイドルは必ず同じ地元というコミュニティに所属している点で、この「内集団ひいき」と「ノスタルジー」が生起しやすく、ご当地アイドルは圏内の人の地元愛の対象になりうる。そこで、とりわけ圏内の人が圏外の人よりもご当地アイドルを応援したい気持ちが強いことに注目し、以下の仮

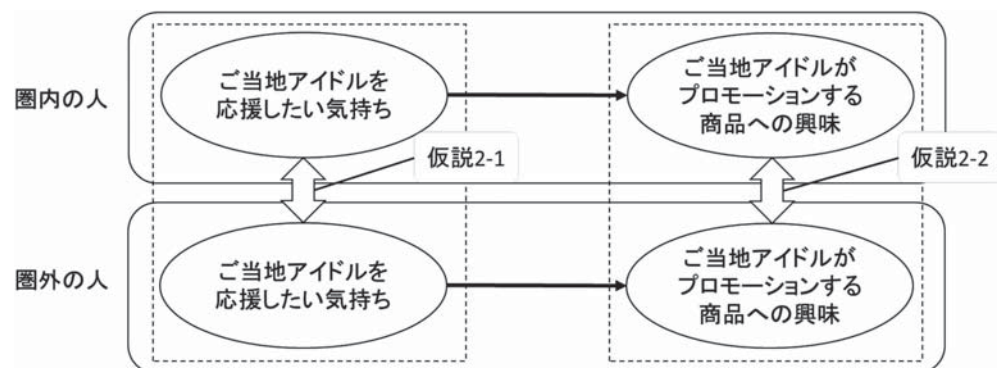
説 2-1 を導出する（図表 2 参照）。

仮説 2-1：ご当地アイドルは圏外の人より圏内の人に応援されやすい

また、仮説 1 にあるように応援する気持ちから商品 PR までの関係性を踏まえた上で圏内と圏外の人々の反応差を検証していくために以下の仮説 2-2 も導出した（図表 2 参照）。

仮説 2-2：ご当地アイドルがプロモーションする商品に対する興味は、圏外の人より圏内の人の方が強い。

図表 2 仮説 2-1, 仮説 2-2 の概念図



(3) ご当地アイドルと全国アイドルに対する圏内の人々の見方に違いはあるのか

さらに、ご当地アイドルは全国アイドルと比較された場合に規模や資源などで劣位または勝ち目の無い印象を圏内の人々に与える。これによりアンダードッグ効果と呼ばれる心理が作用されるものと考えられる。アンダードッグ効果とは、亀ヶ谷（2001）によると「人間は弱い立場にある人や不利な状況に追い込まれている人を見ると、その人を応援したくなる心理状態になること。負けが予測される、または劣勢な人を応援したくなる心理や現象」（p.78）とされている、金原（2007）によると、「日本人は、おそらくは他の民族と比べて特に判官ひいき傾向が強くはないにもかかわらず、自分たちにそういう傾向があると認識している」とされている。

そして未熟な者に対する温かく見守りたいという心理も少なからずあるだろう。先述したように、ご当地アイドルのパフォーマンスは、全国アイドルに比べ

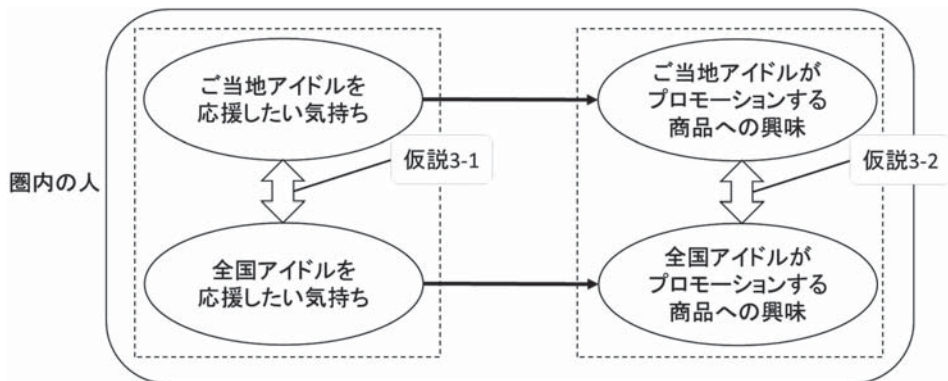
れば非常に未熟なものであり、振付が揃わないなど失敗も多く見受けられる。しかし、ライブの観客はそれを温かく見守り、観客がその未熟な点を指摘するところにアイドルと観客との間にコミュニケーションが生まれ、心理的距離も近くなっていると考えられる。このように、全国アイドルに比べて劣位で未熟なご当地アイドルではあるが、逆にそれがファンの応援したい気持ちを高めている側面があると考えられる。これは高校野球が日本人の人気を集める理由とよく似ている。高校野球は地域とのつながりが強い、「地元愛」という意味で、野球自体に関心のない人でも地元の高校や地元に近い高校の応援に熱が入る。さらに、高校野球は大学野球やプロ野球に比べればそのレベルは未熟である。しかしこの未熟な点が日本人の関心を集め、プロ野球では失笑されるはずのエラーでさえ涙や感動を誘うのである。

以上の「地元愛」と「劣位な者や未熟な者に対するポジティブな心理」の2つの心理による相乗効果によって、ご当地アイドルは全国アイドルよりも圈内の人によって応援されやすく、また、全国アイドルよりも商品PRへの効果が大きいと考えられるため、以下の仮説3-1と仮説3-2を導出した（図表3参照）。

仮説3-1：圈内の人は、全国アイドルに比べてご当地アイドルの方を応援したいと思う。

仮説3-2：圈内の人は、全国アイドルよりもご当地アイドルがプロモーションする商品に対する興味を持ちやすい。

図表3 仮説3-1、仮説3-2の概念図



4. 仮説検証

仮説の検証にあたっては、実在するアイドルグループがプロモーションする架空の商品広告を作成し、それを圏内外の被験者に見てもらったうえで、「アイドルを応援したい気持ち」の程度と、「アイドルがプロモーションする商品への興味」の程度について回答してもらった。

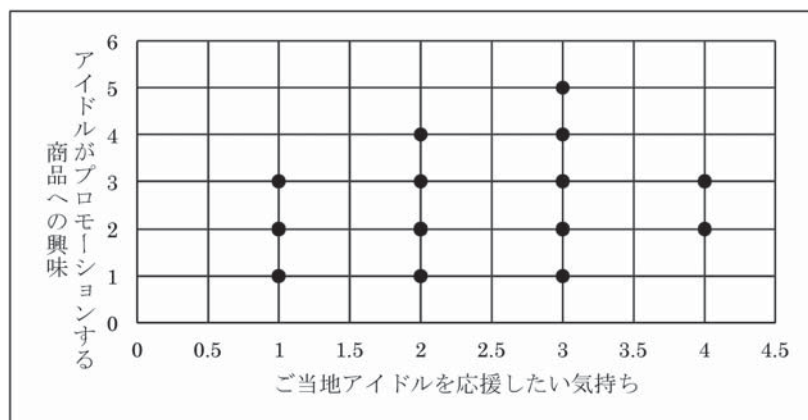
調査には、ご当地アイドルとして福島県いわき市を活動の拠点とする「アイくるガールズ」と、全国アイドルとして「AKB48」を用いた。ご当地アイドルとして「アイくるガールズ」を用いた理由は、メンバー全員がいわき市出身でいわき市を拠点に活動をしていることから、本研究のご当地アイドルの定義に沿うものであり、都心から離れていることで他地域からのファンの流入が少ないと考えられるからである。全国アイドルとして「AKB48」を用いた理由は、国民的アイドルとして全国にファンをもつアイドルであると考えたからである。

調査は、2015年12月16日～18日に、10代～40代のいわき市に在住する被験者（70名）とそれ以外の地域に居住する被験者（73名）合わせて143名に行い140名の有効回答数を得た。

まず仮説1「ご当地アイドルを応援する気持ちが強いほど、そのアイドルがプロモーションする商品への興味を持ちやすい」の検証を行うため、圏内圏外（いわき市在住か否か）を問わず、143名（有効回答数140名）に対し、前述のご当地アイドルが商品をPRした時の資料を見てもらった後に、アンケートに回答してもらった。「ご当地アイドルを応援したい気持ち」と「アイドルがプロモーションする商品への興味」との関連性を測定するため、「アイドルの説明を読んで、応援したいという気持ちはありますか」という質問に対し「1. 全くない」から「5. 非常にある」までの5段階尺度と、「このアイドルが緑茶飲料をPRした場合、あなたはその商品に興味を持つと思いますか」という質問に対し「1. 全く興味を持たない」から「5. 非常に興味をもつ」までの5段階尺度を用いた。

仮説1の検証の結果、図表4の散布図に示されるように右上がりの非常に強い相関関係が見られた。

図表 4 仮説 1 の検証結果（散布図）



また、回帰分析の結果、図表 5 に示されるように、1%の有意水準で、回帰係数 .531 の相関関係が確認された。この結果から、「ご当地アイドルを応援したい気持ち」と「アイドルがプロモーションする商品への興味」との間には因果関係があると言え、仮説 1「ご当地アイドルを応援する気持ちが強いほど、そのアイドルがプロモーションする商品への興味を持ちやすい」は支持された。

図表 5 仮説 1 の検証結果（回帰分析）

独立変数	従属変数	N	回帰係数	有意確率
ご当地アイドルを応援する気持ち	ご当地アイドルがプロモーションする商品への興味	140	0.531	0.000

次に仮説 2-1「ご当地アイドルは圏外の人より圏内の人に応援されやすい」と仮説 2-2「ご当地アイドルがプロモーションする商品に対する興味は、圏外の人より圏内の人の方が強い」の検証を行うために、同様の調査を、圏内（いわき市在住）の人 70 名と圏外（いわき市以外在住）の人 70 名の 2 つのグループに分けて行った。「ご当地アイドルを応援したい気持ち」と「アイドルがプロモーションする商品への興味」との関連性を確認するため、仮説 1 と同じ質問・同じ尺度で、グループごとに測定した。

仮説 2-1 の検証結果は、図表 6 に示されているように、「ご当地アイドルを応援したい気持ち」の平均値が圏内の人々のグループで 2.09 であったのに対して、圏外の人々のグループで 2.01 となった。圏内の人々のグループの方が「ご当地アイドルを応援したい気持ち」の平均値がわずかながら高かったが、t 検定の結果は有意な差はみられず、仮説 2-1 は棄却された。仮説 2-1 が棄却された理由として、

アンケートで使⽤したご当地アイドルの資料で、「内集団ひいき」を引き起こすほどの情報を十分に伝えきれなかったことが考えられる。例えば、アイドルのメンバー全員がいわき市出身であることをもっと強調すべきであった。

図表 6 仮説 2-1 の検証結果（平均値の比較）

		N	平均値	標準偏差	有意確率
ご当地アイドルを 応援したい気持ち	圏内	70	2.09	0.879	0.625
	圏外	70	2.01	0.825	

仮説 2-2 の検証結果は、図表 7 に示されているように、「アイドルがプロモーションする商品への興味」の平均値が圏内の人のグループで 1.89 であったのに対して、圏外の人グループで 1.71 となった。圏内の人のグループの方が「アイドルがプロモーションする商品への興味」の平均値が高く、仮説通りの傾向は見られたが、t 検定の結果は有意な差はみられず、仮説 2-2 も棄却された。仮説 2-2 が棄却された理由としては、仮説 2-1 の棄却理由と同様「内集団ひいき」を引き起こすほどの情報を十分に伝えきれなかったことが考えられる。また、ご当地アイドルがプロモーションした商品が緑茶（清涼飲料水）であったため、被験者の関与が低かったことも考えられる。被験者にとってより高関与な商品で調査することも検討すべきであった。

図表 7 仮説 2-2 の検証結果（平均値の比較）

		N	平均値	標準偏差	有意確率
ご当地アイドルがプロモーション する商品への興味	圏内	70	1.89	0.86	0.194
	圏外	70	1.71	0.684	

最後に仮説 3-1「圏内の人は、全国アイドルに比べてご当地アイドルの方を応援したいと思う」と仮説 3-2「圏内の人は、全国アイドルよりもご当地アイドルがプロモーションする商品に対する興味を持ちやすい」の検証を行うため、圏内（いわき市在住）の人を対象に、同様の調査をご当地アイドルと全国的アイドルについて行った。

仮説 3-1 の検証にあたっては、圏内（いわき市在住）の人 70 名を対象に「ご当地アイドルを応援したい気持ち」の 5 段階尺度と「全国アイドルを応援したい気持ち」の 5 段階尺度の平均値を比較した。検証結果は図表 8 に示されているよ

うに「ご当地アイドルを応援したい気持ち」の平均値が2.09であったのに対して「全国アイドルを応援したい気持ち」の平均値が2.11であり、仮説とは逆の結果となったが、対応のあるt検定の結果、平均値に有意差はみられなかった。仮説3-1が棄却された理由としては、全国アイドルに単純接触効果が働き、全国アイドルに対して応援したい気持ちが予想以上に高く出てしまったことが考えられる。単純接触効果とはメディアでよく見たりすることで、徐々に好感が上がる効果である。この効果の影響により、逆の結果になったと考えられる。

図表8 仮説3-1の検証結果（平均値の比較：対応のあるt検定）

		平均値	標準偏差	有意確率
圏内の人70名	ご当地アイドルを応援したい気持ち	2.09	0.879	0.862
	全国アイドルを応援したい気持ち	2.11	1.222	

仮説3-2の検証にあたっては、仮説3-1同様に圏内（いわき市在住）の人対象に「ご当地アイドルがプロモーションする商品への興味」の5段階尺度と「全国アイドルがプロモーションする商品への興味」の5段階尺度の平均値を比較した。検証結果は図表9に示されているように、「ご当地アイドルがプロモーションする商品への興味」の平均値が1.89であったのに対して、「全国アイドルがプロモーションする商品への興味」の平均値が2.16であり、仮説と逆の傾向がみられ、仮説3-2は棄却された。仮説3-2が棄却された理由としては、仮説3-1の棄却理由と同様に、全国アイドルに対する単純接触効果が大きかったことが考えられる。

図表9 仮説3-2の検証結果（平均値の比較）

		平均値	標準偏差	有意確率
圏内の人70名	ご当地アイドルがプロモーションする商品への興味	1.89	0.86	0.068
	全国アイドルがプロモーションする商品への興味	2.16	1.258	

以上、仮説1から仮説3までの検証の結果、支持されたのは仮説1のみであり、その他の仮説2-1、仮説2-2、仮説3-1、仮説3-2は残念ながら棄却された。しかし、棄却された仮説の棄却理由は操作上のものであり、仮説自体の論理的な正当性はあるものと本研究では考える。

5. 本研究の学術的貢献点および実務的貢献点

本研究ではご当地アイドルが地域活性化において貢献できるかということについて議論してきた。本研究を通じて我々が得た信念は、地域活性化を行う際にはゆるキャラやご当地アイドルなど、どのコンテンツを活用するかに関わらず、圏外から観光客などの人を呼び込むだけではなく、圏内の人たちに活動を促すことも重要であるということである。

では、本研究で得た結論にはどのような学術的貢献点と実務的貢献点があるだろうか。地域活性化における既存研究は、ふるさと納税やゆるキャラ、観光地化など、マスコミで取り上げられるような話題性のある施策を取り上げ、外部需要を高めて活性化を図ろうとするものが主であった。一方、本研究ではご当地アイドルというマイナーなコンテンツに焦点を当て、ご当地アイドルが、圏外からの外部需要を呼び込むことによってではなく、圏内の内部需要を促すことによって地域活性化に活用することができることを論理的かつ実証的に検討した点は本研究の学術的貢献点と言える。

次に本研究の実務的貢献点としては、本研究で得られたご当地アイドルが地域活性化に活用できることはこれから地域活性化を行おうとしている自治体に対して有用な示唆を与えることができる。仮説1の結果からは、商品をPRする際に、ご当地アイドルを起用することでその商品に対する興味を高められることがわかる。

仮説2-1および仮説2-2からは、ご当地アイドルを応援したい気持ちは圏外の人に比べ圏内の方が高いことが推論されることから、具体的には、地域の特産品などの商品宣伝にご当地アイドルを起用することでご当地アイドルを応援している圏内の人たちに商品へ興味を持ってもらうことが可能になるということが示唆される。さらに示唆されることとして、活性化などのイベントでご当地アイドルを起用する場合は、圏外のイベント等で起用するよりも、圏内の地域活性化を盛り上げることに起用することが望ましいということである。

仮説3-1および仮説3-2から示唆されることは、圏内で仮にアイドルを起用して商品PRをするような場合には、全国アイドルを起用するよりも、ご当地アイドルを起用したほうが効果的であると考えられる点である。

最後に本研究に残された課題について述べる。今回の研究では「内集団ひいき」や「劣位な者や未熟な者に対するポジティブな心理」といった心理効果を取り上げたが、それ以外で「アイドルを応援したい気持ち」や「アイドルがプロモーショ

ンする商品への興味」に影響を与えている要因であったのではないかと考えられる。また、全国アイドルの例としてあげた AKB48 の事前知識の程度が予想以上に高く、単純接触効果を取り除いた形で検証する必要がある。

参考文献

- ・岡田浩一, 石川 公彦『ケースで学ぶまちづくり』東京：創成社, 2010
- ・小俣謙二, 天野寛「テレビ CM に対する態度にみる女子短大生の心理的特徴」『名古屋文理短期大学紀要』22 (1997) : 19-27
- ・笠原博「地域一体内発型の観光振興」『信用中金月報』8 (2003) : 59-76
- ・金原俊輔「歴史心理学を援用した日本文化理解の試み」『現代社会学部紀要』(長崎ウエスレヤン大学) 1 (2007) : 43-50
- ・亀ヶ谷雅彦「選挙予測のアナウンスメント効果に関する先行研究の概観—アナウンスメント効果の下位効果の拡張に向けて」『山形県立米沢女子短期大学紀要』36 (2001) : 71-86
- ・国土交通省『国土交通白書』東京：国土交通省, 2008
- ・越川靖子「地域活性化とブランド化に関する一考察 - コミュニティと個人主義の発展への示唆 -」『明大商學論叢』90 (2008) : 133-145
- ・渋谷昌三『面白いほどよくわかる！ 自分の心理学』東京：西東社, 2013
- ・俵慎一『B 級ご当地グルメでまちおこし』東京：学芸出版社, 2011
- ・新川達郎「地域活性化政策に関する市町村計画行政の課題と展望 - 東北地方の現状から -」『同志社政策科学研究』1 (2002) : 1-13
- ・濱野智史「アイドルを起用したキャンペーン設計のポイントとは？」『宣伝会議』東京：(株)宣伝会議 10 (2014) : 154-155
- ・平川英子「ふるさと納税の目的と効果, 限界」『ZEIKEN 税研 Vol.31 No.3』3 (2015) : 96-101
- ・牧野幸志「広告効果に及ぼすコンテンツ情報の影響に関する研究 (1) テレビ広告の印象と商品への関心, 購入意図との関連」『経営情報研究』(摂南大学経営学部論集) 2 (2007) : 1-12

参考 URL

- ・独立行政法人中小企業整備機構経営 “地域活性化のための面的支援”
http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_b_0_keiei/chiikiriyoku/pdf/H26_fymentekireport_H28.pdf (2016-8-6)
- ・総務省 “地域情報化の推進” http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/

local_support/ict/ (2016-8-15)

- ・ NIKKEI STYLE “薬局・農業・書道… 2016 年注目ご当地アイドルは個性派”

<http://style.nikkei.com/article/DGXMZO95656700 Z21 C15 A2 I00000> (2016-8-17)

- ・ 国土交通省 “過疎集落研究会報告書”

<http://www.mlit.go.jp/common/000039569.pdf> (2016-8-28)

- ・ B-1 グランプリ “B-1 グランプリとは”

[http://b-1 grandprix.com/b-1 グランプリとは /](http://b-1 grandprix.com/b-1 グランプリとは/) (2016-9-2)

- ・ ゆるキャラグランプリ オフィシャルウェブサイト “ゆるキャラグランプリとは”

<http://www.yurugp.jp/about/> (2016-9-8)

- ・ エースコック “商品詳細 うまさぎっしり新潟うんめえ三条カレーラーメン”

<https://www.acecook.co.jp/products/detail.php?id=544> (2016-10-13)

Institute for Research in Politics & Economics

政治經濟研究所

政治経済研究所 最優秀賞

責任能力のない未成年者と その監督義務者の責任をめぐる問題

政経学部法律政治学科

4年

武田 晃樹

目 次

1. 概要
2. はじめに
3. 責任能力制度について
4. 両親の監督義務違反を否定して免責を認めた最高裁判例についての検討
5. むすびに

1. 概要

これまで事実上認められてこなかった民法 714 条 1 項ただし書所定の免責を、最高裁で初めて認めたという最高裁平成 27 年 4 月 9 日判決について、研究を行い、検討を述べていく。本判決は、責任能力のない未成年者の行為によって生じた第三者の人身損害について、未成年者の親権者の民法 714 条 1 項に基づく監督義務者責任が問われたものである。

1 審、原審では、両親に対して、子に十分な教育やしつけを行っていなかったとして監督義務者としての責任を怠っていたとしていたが、最高裁では、親権者の直接的な監視下でない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ず、通常人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではないとして、両親の監督義務者としての責任を怠ってはいなかったとした。

2. はじめに

一般的に、年少者には違法性を認識する能力は十分に備わっていないと言われている。年少者のするいたずらも時には違法性を持つものもあるが、年少者は違法性や法的責任などは考えずに実行するであろう。

責任能力のない未成年者が他人に損害を加えた場合、行為者本人の不法行為(709 条)は成立せず、代わりに監督義務者、または監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(代理監督者)が損害賠償責任を負うことになっている(714 条)。¹ 監督義務者が責任を負う理由は、監督義務者に過失があるからではなく、被害者に発生した損害に対して、直接の加害者が責任を負わない以上、その責任は適当な者が負うべきであると考えられているためであることに注意しておきたい。714 条には 1 項ただし書として免責規定が存在しているものの、この免責が認められることはほとんどないと理解されており² 従来の裁判でもこの免責が認められる例はなかった。しかし、サッカーボール事件とも呼ばれる最高裁平成 27 年 4 月 9 日判決は、初めて法定監督義務者の責任を否定したのである。両親の監督義務違反を否定して免責を認めたという点で、注目がされた。本件判決は、これまで実質的に厳格責任であった監督義務者責任が、過失責任に一変したという点で重要である。

そこで本稿では、民法における未成年者の責任能力制度を概観したうえで、最高裁平成 27 年 4 月 9 日判決を考察し、本判決を通して責任能力制度や監督義務者の責任の意義や課題などを明らかにしていきたい。

3. 責任能力制度について

(1) 責任能力について

学説によると、「責任能力とは、「行為の責任を弁識するに足りる知能」のことをいう。我が国の民法は、不法行為をした者に責任能力が欠けている場合には、この者（責任無能力者）に損害賠償を請求することができないとしている（民法 712 条・713 条本文）。」³としており、判例によると、「責任能力とは、自己の行為から一定の結果が生じることを認識し、その結果が違法なものとして法律上非難されるものであることを弁識する精神能力である（大判大 6・4・30 民集 23・715⁴）。」⁵としている。責任能力の有無を判断するうえで、学説と判例では文言に多少の差異があるものの、本質的には同義であるといえる。つまり、責任能力の有無を判断するうえで必要なことは、善悪の区別が認識できることではなく、その行為によって何らかの法律上の責任が生じることを認識できるかどうかである。

未成年者の責任能力の有無についてはおおむね 12 歳前後が境界線といわれている。しかし、「未成年者の責任能力の有無は、事件の個別事情を考慮しつつ…判断されなければならないから、一律の年齢ですべてを律することはできない」⁶。成年者の責任能力の有無は、精神上の障害の有無による。つまり、精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、損害賠償責任を負わない。

(2) 714 条の構造について

「714 条は、他人に損害を加えた者（加害者）が、責任無能力である場合において、加害者に対して法定の監督義務を負う者（1 項）及び監督義務者に代わって監督する者（2 項）が」⁷、その損害に対して責任を負うことを定めている。「同条は、責任無能力の原因として、712 条と 713 条を区別していない。また、714 条は、1 項と 2 項の間にも特に構造上の区別はないが、学説では、求められる監督につき、法定監督義務者（1 項）の場合、責任無能力者の継続的な生活全般にわたる包括的なもの、代理監督者（2 項）の場合、一定の特定化された局面に限

定されたものという違いがあると解されている。」⁸

(3) 監督義務者の責任について

監督義務者の責任については、「責任能力を有しない者が他人に損害を加えた場合において、この責任無能力者を監督すべきものが負う損害賠償責任をいう（714条）。この場合、責任無能力者自身は賠償責任を負わないので（712条、713条）、被害者救済のため監督義務者に賠償責任が認められた（補充責任⁹）。監督義務者には法廷監督義務者（親権者、後見人など）とその代理監督者（保育所、学校、精神病院など）がある。成立要件は、①責任無能力者の行為が、責任能力以外の不法行為の一般的成立要件を満たしていること、②監督義務を怠らなかったことの証明がないこと、である。監督義務者の過失は、責任無能力者の加害行為そのものについての過失であることを要せず、監督義務を怠ったという意味での過失があれば足りる。」¹⁰とされている。

責任無能力者の継続的な生活全般にわたる包括的なものという「広範囲に及ぶ監督義務の内容と、監督義務者がその義務を怠らなかったこと（民法714条1項ただし書前段）等の免責事由の立証責任が監督義務者の負担とされていることにより、監督義務者の責任は相当加重されたものであると考えられている。」¹¹。また、「実務上も、このように広範囲に及ぶ監督義務を怠らなかったとの免責事由の立証に成功することは極めて困難であるとされており、従前、最高裁においても、民法714条1項ただし書による免責を明示的に認めた判例は存していない（なお、親権者の免責が認められた例として最二小判昭和43年2月9日裁判集民事90号255頁・判時510号38頁が挙げられることがあるが、同最判は、過失相殺における被害者の親権者の監督義務違反につき、これを否定したものである。）。」¹²。

責任能力と監督義務者の責任という制度については、能力の乏しい者の保護と、不法行為の被害者の救済という二つの目的を実現するものとして、一定の合理性を有する制度である¹³とされている。

4. 両親の監督義務違反を否定して免責を認めた最高裁判例についての検討¹⁴

(1) 事実の概要

A（本件事故当時11歳11カ月の小学5年生）が通う市立小学校では、放課後、校庭が開放されていた。校庭の南端近くには、ゴールネットが張られたサッカー

ゴールが、本件事故が起きた道路に並行して設置されていた。本件ゴールの後方約 10 m には門扉の高さ約 1.3 m の南門があり、その左右には本件校庭の南端に沿って高さ約 1.2 m のフェンスが設置されていた。校庭の南側には幅約 1.8 m の側溝を隔てて道路があり、南門と本件道路との間には橋が架けられていた。

A が放課後、本件校庭において、友人らとともにサッカーボールを用いてフリーキックの練習をしていたところ、A がゴールに向かって蹴ったボールは、南門の門扉の上を越えて橋の上を転がり、本件道路上に出た。自動二輪車を運転していた B（本件事故当時 85 歳）は、そのボールを避けようとして転倒した（以下「本件事故」という。なお、ボールが車両に当たったかは明らかではない）。B は、本件事故により左脛骨及び左腓骨骨折等の傷害を負い、事故からおよそ 1 年半後、入院中に、誤嚥性肺炎により死亡した。

B の遺族 X ら（原告・被控訴人・被上告人）は、A 及び A の親権者 Y ら（被告・控訴人・上告人）に対して損害賠償を請求した。

第一審は、A の責任能力を否定し、A に対する訴えを棄却し（この点については控訴されずに確定した）、Y らの民法 714 条 1 項に基づく責任を認め、請求の一部を認容した。控訴審も、A の行為については、「校庭からボールが飛び出す危険のある場所で、逸れれば校庭外に飛び出す方向へ、逸れるおそれがある態様でボールを蹴ってはならない注意義務を負っていた」として、その違法性を肯定し、また、Y らについては、「子供が遊ぶ場所でも、周囲に危険を及ぼさないように注意して遊ぶよう指導する義務があったものであり、校庭で遊ぶ以上どのような遊び方をしてもよいというものではないから、この点を理解させていなかった点で、Y らが監督義務を尽くさなかったものと評価される」として、その責任を認めた。

Y らから上告受理の申立てがされた。

(2) 判旨

破棄自判。

最高裁は、Y らからの上告受理申立てを受理し、次のように判事して、Y らの敗訴部分について原判決を破棄し、第一審判決を取り消したうえ、X らの請求を棄却した。

「満 11 歳の男子児童である A が本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴ったことは、ボールが本件道路に転がり出る可能性があり、本件道路を通行する第三者との関係では危険性を有する行為であったといえることができるものではある

が、A は、友人らと共に、放課後、児童らのために開放されていた本件校庭において、使用可能な状態で設置されていた本件ゴールに向けてフリーキックの練習をしていたのであり、このような A の行為自体は、本件ゴールの後方に本件道路があることを考慮に入れても、本件校庭の日常的な使用方法として通常の行為である。また、……本件ゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが本件道路上に出ることが常態であったものとは見られない。本件事故は、A が本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴ったところ、ボールが南門の門扉の上を越えて南門の前に架けられた橋の上を転がり、本件道路上に出たことにより、折から同所を進行していた B がこれを避けようとして生じたものであって、A が、殊更に本件道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれない。

責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下にない子の行動について、人身に危険が及ばないように注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があると解されるが、本件ゴールに向けたフリーキックの練習は、上記各事実には照らすと、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。また、親権者の直接的な監視下にない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないから、通常は人身に危険が及ぶとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない。

A の父母である Y らは、危険な行為に及ばないように日頃から A に通常のしつけをしていたというのであり、A の本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別の事情があったこともうかがわれない。そうすると、本件の実事関係に照らせば、Y らは、民法 714 条 1 項の監督義務者としての義務を怠らなかったというべきである」。

(3) 本判決の要点ならびに考察

(一) 本件事案での監督義務者の責任の成立について

従来、民法 714 条 1 項ただし書の免責は、規定はあるものの実際には認められなかった。このことは裁判例でも一般的であった。しかし、本判決は、監督義務を怠らなかったという理由で、初めて民法 714 条 1 項の監督義務者の責任を否定した最高裁判決である。

「民法 714 条の法廷監督義務者、特に、親権者のように包括的な監督をなすものについての責任は、実質的には無過失責任に近いものであり、注意義務を尽く

したという理由では容易に阻却されないという理由が一般的である」¹⁵。また、「Ⅱ・3 監督義務者の責任について」で先に述べたが、監督義務者の責任の成立要件は、①責任無能力者の行為が、責任能力以外の不法行為の一般的成立要件を満たしていること、②監督義務を怠らなかったことの証明がないこと、である。そこで、本判決で民法714条1項の監督義務者の責任が否定された理由について、本件事案に照らし合わせながら検討していく。

i . 監督義務者の責任の成立要件①が成立したかどうか

監督義務者の責任が成立するにあたっては、709条の不法行為が成立しなければならないが、そもそもAの行為は不法行為であったと言えるのであろうか。この点について原判決と本判決を比較し、検討していく。

原判決では、「「ゴールに向かってフリーキックの練習をした場合には、ボールがゴールを外れ門扉やネットフェンスを越えて本件道路に飛び出ることが十分予想された」として、「もとより校庭内でサッカーをすることは許されたことであるが、……サッカーゴールの位置、校庭南側の門扉やネットフェンスの状況等に照らすと、Aがボールを校庭外に飛び出させた行為は、注意義務に違反する行為であった」として、結果回避義務違反としての過失を認定した。」¹⁶としており、不法行為が成立しているとした。不法行為が成立したことにより、監督義務者の責任の成立要件①が成立することになった。

本判決でも、「サッカーボールを蹴ったことは、ボールが本件道路に転がり出る可能性があり、本件道路を通行する第三者との関係では危険性を有する行為であったといえるものである」として、Aの行為は不法行為であるとした。しかし、「放課後、児童らのために開放されていた本件校庭において、使用可能な状態で設置されていた本件ゴールに向けてフリーキックの練習をしていたのであり、このようなAの行為自体は、本件ゴールの後方に本件道路があることを考慮に入れても、本件校庭の日常的な使用方法として通常の行為である。」としている。これは不法行為があったことを否定するものであると受け止められる。また、「本件ゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが本件道路に出ることが常態であったものとはみられない。」として予見可能性を否定している。そして、「Aが、殊更に本件道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれない。」として故意があったことも否定している。

原審は、抽象的な危険性を理由に、そもそもフリーキックの練習をしないよう指導する義務があったとしたといえる。これに対し、本判決は、抽象的な危険性が

あるとしても、事前にしないように指導することまでは求められない¹⁷ といった。本件事案において不法行為を成立させるのであれば、A には、蹴ったボールがゴールネットの張られた本件ゴールとその後方約 10 m の場所にある南門及びネットフェンスを飛び越え、南門及びネットフェンスと本件道路の間の幅約 1.8 m の側溝に架けられた橋を転がり、本件道路に飛び出すという予見可能性があったにもかかわらず、結果回避義務を怠ったという過失がなければならない。道路脇でサッカーをしていたのならば、ボールが道路に転がり出れば本件事案のような事故が起きるという予測は、当時 11 歳の A に限らず他の年少者にもわかるはずであるが、本件校庭のような場所でフリーキックの練習中に、ボールが道路に飛び出すことは予想できなくても無理はないように思われる。本判決では、「通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない。」と、A に予見可能性があったことを否定しているかのようではあるが、不法行為の成立を否定してはいない。

本件事件と似た事件で、最判昭和 37 年 2 月 27 日（民集 16 卷 2 号 407 頁）がある。この事件は責任能力のない未成年者（小学校 2 年生）が「鬼ごっこ」をしている最中に、その鬼ごっこに参加していた児童（小学校 1 年生）を転倒させて傷害を負わせたものである。判旨では「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を具えない児童が「鬼ごっこ」なる一般に許容される遊戯中前示の事情の下に他人に加えた傷害行為は、特段の事情の認められない限り、該行為の違法性を阻却すべきものと解するのが相当である¹⁸」としている。この判決では、事故について違法性がないとして不法行為は成立しないとした。ここで注意しておきたいことは、本件事件と最判昭和 37 年 2 月 27 日（民集 16 卷 2 号 407 頁）の事件の違いである。それは、損害が誰に生じたのかである。すなわち最判昭和 37 年 2 月 27 日（民集 16 卷 2 号 407 頁）の事件では、遊戯参加者同士で起きた事故であるが、本件事件は、遊戯（フリーキックの練習）参加者以外の者が損害を負っているということである。これは、「本件判決では明確に示されていないが、一般的に危険性がなく社会的に是認される行為であっても、その行為参加者でない第三者に損害が生じた場合には、その行為について違法と評価されることを免れないということを前提としている」¹⁹ ものと考えられる。

ii . 監督義務者の責任の成立要件②が成立したかどうか

監督義務を怠らなかったことの証明の有無について、原判決と本判決を比較し検討していく。

上述したが、原判決では、抽象的な危険性を理由に、そもそもフリーキックの練習をしないよう指導する義務があるとしたと考えられる。これに対し、本判決は、抽象的な危険性があるとしても、事前にしないように指導することまでは求められないとしたと考えられる。

本判決では、親権者の直接的な監視下にない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないため、通常は人身に危険が及ぶとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではないとしている。また、Aの父母であるYらは、危険な行為に及ばないよう日頃からAに通常のしつけをしていたというのであり、Aの本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別の事情があったこともうかがわれぬ。そうすると、本件の事実関係に照らせば、Yらは、民法714条1項の監督義務者としての義務を怠らなかったといえるので、監督義務者の責任の成立要件②は成立しないこととなる。

(二) Aの行為とBの死亡についての相当因果関係はあったのか

本判決ではAの行為とBの死亡についての相当因果関係の有無については触れられていないが、原審では、「Bは、本件事故による他の部位の受傷、事故直後の処置、その後の入院生活という、激変した環境が契機となって、Bが従前有していた脳病変（右慢性硬膜下血腫及び脳萎縮等）が進行、増悪して仮性球麻痺の症状が発生する機序をとった可能性を否定することはできない。これらによれば、本件事故とBの死亡との間には、因果関係が存在するといえるべきである。」としている。また、仮性球麻痺により嚥下障害を引き起こし、それが原因で誤嚥性肺炎の症状が発症した結果、Bは死亡したとしている。

第1審では、高齢であるために「Bが有していた素因ないし既往症である脳病変の進行・増悪により発症したものとみるのが相当であり」としており、本件事故よりも年齢の方が寄与度は重いとしている。また、「頭部打撲をしたことを認める証拠もなかったため、本件事故によって脳病種が進行・増悪したものとは考えられない。」として因果関係を否定しているようにも思える。しかし激変した

環境になったきっかけは本件事件であるため、Aの行為によるBの死亡には相当因果関係があったといえる。ただし、年齢や証拠が不十分であったことを鑑みて、「第1審、原審において、過失相殺及び訴因減額により、B側の負担が肯定されていたことに注意しておきたい」²⁰。

（三）本件事故の責任主体はどこにあったのか

本件事故の責任主体は学校側や小学校を設置した市にあるのではないかと考えられる。問題の本質は、道路を背にしてゴールを設置し、フリーキックの練習をするには不十分ともいえる高さのフェンスを設け、その状態で校庭を開放していたことである。また、道路に面した校庭を作った市にも責任があるのではないかと考える。本来ならば、原判決にある「満11歳の男子児童であるAが本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴ったことは、ボールが本件道路に転がり出る可能性があり、本件道路を通行する第三者との関係では危険性を有する行為であったということが出来るものではある」というのは本来学校側が考えなくてはならないことである。また、「もとより校庭内でサッカーをすることは許されたことであ」り、「Aの行為自体は、本件ゴールの後方に本件道路があることを考慮に入れても、本件校庭の日常的な使用方法として通常の行為である」としており、これはサッカーをすることを許可し、ゴールを設置した学校側に責任があることを示唆しているのではないかと思われる。しかし、なぜ原告が学校側や市を相手取って訴訟を起こさなかったのかは不明である。

（四）本判決の意義

「従来、免責規定の空文化の傾向が見られた監督者責任について、最高裁において現に免責が認められた意義は大きく、今後は、監督義務懈怠の有無を画する一つの基準として、直接加害者の行為が「通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為」に該当するかが重要な意味を持つことになる。」²¹ ただし、どの程度までが通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為なのかという判断基準は不明確であり、免責規定の射程範囲の拡大には至らないように思われる。本判決は例外的な事例に対する判断という性格が強いが、少なくとも、直接の監視下にない子の行動について親権者が日ごろから一般的に禁止しておくべき行為はどのようなものかという視点を提供した点に意義が認められる。

本判決は事例判決であったという意見が多いが、「714条1項ただし書所定の免責を認めた判決として、実務におよぼす影響には大きいものがある」²² のでは

ないかと考える。なぜなら、「本判決によれば、人身損害の結果を発生させた行為が「通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為」であるか否かが、責任の成否の分かれ目」²³ となっているため、今後、「両親の監督義務の判断枠組を、子供の遊戯に一定の配慮をしてこれを容認する方向で措定してい」²⁴ くように思われるためである。本判決は、親権者の監督義務を軽減したものであるが反対意見が存在する。それは、「本件判決は、親権者の監督義務を軽減したものであるのは確かであるが、本件判決による義務軽減が認められる事案はほとんどなく、民法714条1項一般について判示したというよりも事例判決として今後の実務に与える影響は小さいのではないかと思う」²⁵ ということだ。

本判決では、「通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為」とは何かという基準を明確にはしていないが、「親権者が日ごろから禁止しておくべき行為はどのようなものか」という議論を開いた点に」²⁶、意義があるといえるだろう。

5. むすびに

11歳のAが蹴ったボールが、本件校庭内から門扉を超えて本件道路に飛び出し、門扉付近を自動二輪車で走行していた85歳のBがそのボールを避けようとしたが、ハンドル操作を誤り転倒し骨折した。Bは入院したところ、激変した生活により持病が悪化して誤嚥性肺炎になり死亡した、というのが本件事案の流れである。本判決では監督義務者の責任の成立要件①は成立し、②は成立しなかったことで、監督義務者の責任が否定された。筆者は、本件判決の結論には賛成であるが、結論の理由付けには疑問がある。

筆者は、本件事案をあたるうえで、なぜ訴訟相手がAの両親であったのか、という疑問を感じた。文献をあたるうえで本件事案の責任主体に疑問を呈した学者は少なくなかった。これは、責任主体を考えるうえでは小学校や市を除外するわけにはいかなかったものであると思われる。その中でも道路を背にして本件ゴールを設置した小学校側の責任があることを否定した学者はいなかった。また、道路に面して小学校を建設した市の責任についても言及していた学者は少なからずいた。いずれの批判でも、なぜ訴訟相手がAの両親だったのかは不明であるとしている。

責任能力制度が果たして、人格面で発達段階にある年少者を保護できているのかは疑問である。714条は責任無能力者の保護と被害者の救済を目的としているものである。その手段として、未成年の責任無能力者の保護はその監督義務者に

責任を負わせることで全うしていると考えられ、被害者救済は当然全うされなければならないものであるとして捉えられていると考えられる。本件事案では、注意義務を違反した A には過失があったとしたが、年少者の注意力を鑑みることも必要であるとする。もちろん、注意力を養うために監督義務者がいるのはあるが、年少者の場合は、複数回注意しても注意力が向上することは成人以上に期待できないと思われる。やはり、年少者がした行為の全てにその監督義務者が責任を負うことは大きな負担といえるのではないかと思われる。年少者を保護するために、年少者が生じさせる危険を社会全体で負担していくということも考慮に入れることも必要である²⁷と思われる。本判決によって、これまで厳格責任であった監督義務者責任が過失責任に変わったことで、免責が認められる余地は広がったように思われる。しかし、それに伴って、被害者の救済に関しては縮減すると思われる。今後の課題としては、責任能力制度が、責任能力のない未成年者のした行為によって生じた損害の公平な分担や、被害者の救済などが配慮される制度になることが望まれると思われる。

参考文献

- 1 近江幸治『民法講義 0』成文堂，2012 年，208 頁。
- 2 内田貴『民法Ⅱ〔第 3 版〕債権各論』東京大学出版会，2011 年，400 頁～403 頁。
- 3 潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第 2 版〕』信山社，2009 年，396 頁。
- 4 「光清撃つぞ事件」とも称されている事件である。
- 5 今西順一『未成年者・精神障害者の監督者責任 Q&A と事例』新日本法規，2016 年，15 頁。
- 6 前掲注（3）405 頁。
- 7 久保野恵美子「法定監督義務者の意味」論究ジュリスト 16 号，2016 年，33 頁。
- 8 前掲注（7）33 頁。
- 9 714 条は，712 条と 713 条の規定によって責任無能力者がその責任を負わない場合に認められるものであるため，その意味で補充的な性質の責任である。
- 10 三好登・藤井俊二・鎌野邦樹・奥田進一『確認民法用語 300』成文堂，2011 年，84 頁。
- 11 本件に関する無署名コメント「判批」判例タイムズ 1415 号，2015 年，70 頁。
- 12 前掲注（11）70 頁。
- 13 窪田充見・水野紀子「ワークショップ責任能力と法定監督義務者の責任」私法 78 号，2016 年，95 頁。
- 14 窪田充見「サッカーボール事件—未成年の責任無能力者をめぐる問題の検討の素材

として」論究ジュリスト 16 号, 2016 年, 8 頁, 9 頁。

- 15 前掲注 (14), 9 頁。
- 16 前掲注 (14), 10 頁。
- 17 久保野恵美子「判批」法学教室 420 号, 2015 年, 54 頁。
- 18 最判昭和 37 年 2 月 27 日, 民集 16 卷 2 号, 407 頁。
- 19 石原達也「判批」法学新報 122 卷 11・12 号, 2016 年, 356 頁。
- 20 前掲注 (17) 58 頁。
- 21 久保野恵美子「判批」平成 27 年重要判例解説 (ジュリスト 1492 号), 2016 年, 82 頁。
- 22 円谷峻「判批」法の支配 181 号, 2016 年, 138 頁。
- 23 前掲注 (17) 57 頁。
- 24 奥野久雄「判批」CHUKYO LAWYER24 号, 2016 年, 48 頁。
- 25 前掲注 (19) 361 頁。
- 26 前掲注 (17) 57 頁。
- 27 林誠司「監督者責任の再構成 (11・完)」北大法学論集, 58 卷 3 号, 2007 年, 1179 頁～1181 頁。

Language and Culture Research Institute

言語文化研究所

言語文化研究所 最優秀賞

中国語における外来語について

外国語学部中国語学科 4年

塚越 歩美

目 次

1. はじめに
2. 先行研究
3. 先行研究の整理と今まで扱われてこなかったこと・不明な点
4. 外来語の分類
5. 車用語について
6. 結論

1. はじめに

授業や留学を通してたくさんの中国語に触れてきたが、特に興味を持ったものは中国語における外来語についてである。日本語における外来語はカタカナで表記され、ほとんど外国語と変わらない発音で言葉にされる。英語を見てみても、SUSHI（寿司）や TENPURA（天ぷら）など外来語はローマ字表記で取り入れられることがある。しかし、中国語は外来語を取り入れる際にわざわざ漢字表記に直して原語を取り入れるため、疑問に思い興味を持った。

この論文では、なぜ漢字に直して取り入れるのか、どのように漢字に直すのか、漢字で取り入れた際のメリット・デメリットを述べていく。

また、筆者は現在車関係のアルバイトをしており、中国人の顧客対応をした際にカー用品の外来語がわからず対応しきれなかったため今回は車関係の外来語を重点的に調査をしていく。

2. 先行研究

まず外来語の定義を見てみる。『広辞苑第六版』によると外来語とは、「外国語で、日本語に用いるようになった語。狭義では、漢語を除く。伝来語。」とされている。ビデオデッキやウイスキーなどが例に挙げられる。このように日本語での外来語は主にカタカナで表す。汪婷（2009）によると「日本語は表記文字として、漢字以外にひらがな、カタカナを有するため、外来語の語彙を原語に近いカタカナ表記にして日本語に取り入れることが容易である。」という。

それに比べ中国はどうだろうか。『日中辞典』によると「漢字を正規の書式文字とする中国では、古来から外来語も漢字で表す。」という。

先に挙げた日本語の外来語の例のビデオデッキやウイスキーを現代中国語では“录像机”（lùxiàngjī）“威士忌酒”（wēishìjǐ jiǔ）と表す。筆者は外来語を全て漢字に直してしまうという点から、中国では外来語の認識があまり強くないのではないかと考える。汪婷（2009）にも「外国語に対しても自国の言葉に翻訳して、中国の訳名として用いる習慣が強く、中国では外来語に対する認識があまり強くない、その認定は思ったより難しいものである。」と記されている。このことから中国では外来語は研究されていないという問題が1つ挙げられる。もう1つの問題として挙げられるのが、漢字表記の限界である。最近の新しい外来語には、意識せず原語つまりローマ字をそのまま使用する語彙が表れている。『日中辞典』

によると「近年中国の経済・文化面での国際化の進展につれ、漢字に翻訳不可能な語彙が急増し、また外国文化に対する抵抗が少なくなったためである。」という。

3. 先行研究の整理と今まで扱われてこなかったこと・不明な点

先にも述べたように、中国では外来語の認識があまり強くない。例えば汪婷(2009)によると、外来語の中に“芒果”(mángguǒ)マンゴーという語がある。これは、偏や旁によって内容を示そうとするものだ。マンゴーは発音も原語と似ており、あまりにも名訳なので中国では誰も外来語だと気づかず、中国固有の名詞だと認識しているようだ。そのため、外来語自体が今まで大きく取り上げられてきたことがないのである。外来語について中国人はどう考えているのか、外来語として認識しているのかということもあまりわかっていない。

4. 外来語の分類

中国語における外来語は大きく分けて「音訳」「意訳」「混訳」「アルファベット語」という4種類になる。以下、それぞれ見ていく。

4-1. 音訳

「音訳」とは、音声に基づいて原音と似た音を持つ漢字を当てる方法である。徐萍飛・王静波(2012)では「もとの言語の発音を中国語の音で再現し、意味に関係なく漢字で書き表したものである」と記されている。中国語の中で最も多く使われている。音訳傾向の強いものには、医学・人名・地名・貨幣・楽器・単位・機械・ダンス・音楽・火薬・薬剤・スポーツが挙げられる。

『日中辞典』では、音訳とは「音＋分類名」で“威士忌酒”(wēishìjǐjiǔ) ウイスキーとされている。一方、徐・王(2012)によると、類似の“香槟酒”(xiāngbīnjiǔ) シャンパンは「音訳＋意訳」としている。筆者は、“酒”(jiǔ)という語はウイスキーという飲み物の種類を判断するために、訳語の中に入れる「分類名」と考えるため“香槟酒”(xiāngbīnjiǔ)のような例は音＋分類名とする。

徐・王(2012)と汪婷(2009)を参考に音訳をまとめると次のようになる。

分類名	日本語	中国語	英語
無	チョコレート	巧克力 (qiǎokèlì)	Chocolate
	コーヒー	咖啡 (kāfēi)	Coffee
有	ベレー帽	贝雷帽 (bèiléimào)	Beret
	ビール	啤酒 (píjiǔ)	Beer
	ダリア	大丽花 (dàlihuā)	Dahlia

以上の表の“巧克力” (qiǎokèlì) “咖啡” (kāfēi) はそれぞれ音訳したのみで分類名はついていない。“贝雷帽” (bèiléimào) “啤酒” (píjiǔ) “大丽花” (dàlihuā) の3つは音訳+分類名となっている。

4-2. 意識

「意識」とは、意味を重視する場合の訳し方である。元々音訳だったものが意識となるケースも多い。例えば、電話だったら“德律风”という意識が“电话”と変わった。『日中辞典』によると、意識とは「意識+分類名」となっている。しかし、“热线”を見ると“线”は「ライン」の訳語、また“热线”“足球”は「足を使う球技」と解釈できるため、筆者は「意識+分類名」ではなく意識と考える。本稿では、基本的に日本語の意味をそのまま中国語で表しているものを意識として見ていく。徐・王（2012）と汪婷（2009）を参考に意識は次のようにまとめられる。

日本語	中国語	英語
ホットライン	热线	Hotline
ブルートゥース	蓝牙	Blue tooth
サッカー	足球	Soccer
テレビ	电视	Television
エレベーター	电梯	Elevator

以上の表より、意識は英語の意味をそのまま漢字に直したことがわかる。例えば、英語のホットラインは訳すと「熱い線」になる。これに漢字を当てはめて“热线”となる。“蓝牙”は「青い歯(牙)」となるため英語ではブルートゥースである。

4－3. 混訳

「混訳」とは、発音と意味を両方重視する場合の訳し方である。中国語の外来語の翻訳の中で最も特徴がある。特に商品のブランド名にはよく使われている。この方法で外来語を表現するには、次の2つの手順が必要となる。

- ① 外来語に近い漢字を当てる。
- ② 同時に漢字の意味を外来語に近づけて、それにふさわしい漢字を使うようにする。

しかし、音と意味の合致する訳をつくるのは難しく、混訳は少ない。なぜ難しいのかというと、日本語で外来語を取り入れる際カタカナを使用するが、カタカナは一文字一文字意味を持っている訳ではなく、外国語の音だけ似せてしまえば外来語として取り入れることができるからである。中国語は音訳のように音だけ似せることもできるが、意味が明らかではなく、カタカナと同じようになってしまい漢字を使う意味があまりないように感じる。漢字で外来語を意味も伴って吸収するとき、漢字だけでその翻訳したものの実体が解るように工夫されるため難しいのである。

王（2012）と汪婷（2009）を参考に混訳をまとめると次のようになる。

日本語	中国語	英語
ベンツ	奔驰 (Bēnchí)	Benz
ビー・エム・ダブリュー	宝马 (Bǎomǎ)	BMW
コカ・コーラ	可口可乐 (kěkǒukělè)	Coca Cola
ボウリング	保龄球 (bǎolíngqiú)	Bowling
ペプシコーラ	百事可乐 (bǎishìkělè)	Pepsi Cola

上の例を王（2012）と汪婷（2009）を参考に説明する。まず、「ベンツ」は中国語で“奔驰” (Bēnchí) と書く。奔走の「奔」は走る、御馳走の「馳」も走るという意味である。速く奔れる車はベンツだという意味を含意する。「BMW」の全称は「Bayerische Motoren Werke A.G」で、「BMW」は、この3つの語の頭文字を組み合わせた略語になっている。英語は「Bavarian Motor Works」である。中国語の訳語は。広東語の「Ba」と「Mo」の発音を取り、“宝马” (Bǎomǎ) と翻訳されている。“宝马” (Bǎomǎ) は“宝马雕车香满路”「きれいな人が

高貴な馬と豪華なかごに乗り、町には香りがいっぱいいただよっている」というイメージであるという。次に「コカ・コーラ」であるが、中国語では“可口可乐”(kěkǒukělè)と書く。これは見てわかるように、「口にすべし・楽しむべし」という意味である。発音も原語と遜色ないほどに似ていると感じる。続いて、「ボウリング」は“保齡球”(bǎolíngqiú)と書く。“球”(qiú)には特に特別な意味はなく、分類名とされている。前の2文字には意味があり、年齢を保つという意味である。ボウリングをしたら年齢を保つことができる、長生きができる。長生きしたいのならボウリングをなさいとなる。これに関しては、少し無理矢理ではないかと感じたが、これ以上の訳を見つけるのは難しいのだろうと予測する。「ペプシコーラ」は“百事可乐”(bǎishìkělè)と書く。“百事”(bǎishì)は「何事も」という意味である。後ろの2文字はコカ・コーラと同じ字を使っている。つまり、ペプシコーラは「飲んで何事も大いに楽しんでください」という意味になる。

上の5つの例のように、それぞれの意味を的確に把握して、漢字の原意から実態を類推理解し得るような意味があり、しかも発音も似ている訳名を作るのは難しいため混訳は少ないのである。

4－4. ローマ字

「ローマ字」とは、中国でもアルファベット表記で表すものである。

全てアルファベットで表すローマ字型とアルファベットと漢字が混ざっている漢字混在型がある。

『日中辞典』と徐・王(2012)を参考にローマ字をまとめると次のようになる。

日本語	中国語	英語
情報技術	IT (信息技术)	Information technology
コンパクトディスク	CD (激光唱盘)	Compact disc
国内総生産	GDP (国内生产总值)	The gross domestic product
IC カード	IC 卡	An IC card
リチウム電池	LI 电池	A lithium battery

以上の表から、「IT」「CD」「GDP」の3つはローマ字型、「IC カード」「リチウム電池」の2つは漢字混在型だということがわかる。ローマ字型には漢字だけ

で構成されている中国語もあったが、近代ではグローバル化が進んでいるためローマ字型の方が使われているのではないかと考える。

4－5. まとめ

外来語の分類については、まとめると以下ようになる。

	音	意味
音訳	有	無
意訳	無	有
混訳	有	有

音訳のみ

分類名	有	無
例	威士忌酒・大麗花…etc	巧克力・咖啡…etc

またローマ字の場合、全てアルファベットで表すローマ字型とアルファベットと漢字が混ざっている漢字混在型があることがわかった。

5. 車用語について

筆者がアルバイトをしている会社で使われている中国語の資料から、車用品の語彙を分類するとき、実際に先に挙げた分類通りにできるかどうか調査した。以下資料の中で気になったことを挙げていく。

5－1. 車用語の分類

車用語について音訳、意訳、ローマ字、その他について以下次に述べていく。

5－1－1. 音訳

日本語	中国語	英語
カードケース	卡盒 (kǎhé)	Card Case
プラド	普拉多 (pǔlāduō)	PRADO
日産	尼桑 (ní sāng)	NISSAN
スバル	斯巴鲁 (sībālǔ)	SUBARU
レクサス	雷克萨斯 (lékèsàsī)	LEXUS

資料を調査した限り音訳と呼べるものは“卡盒”(kǎhé) カードケースしかなかった。また、車に関わる言葉全体で見ると会社名や車の固有名に多く音訳が使われていた。このことから、車用品の外来語には音訳はあまり使われていないということがわかる。日本語の車用品の単語はカタカナ表記ばかりであるため、筆者は中国語に関しても音訳が大半を占めるのではないかと考えていた。しかし、実際に調査してみるとカタカナ表記と音訳は比例しないという調査結果だった。

5－1－2. 意訳

日本語	中国語	英語
チャイルドシート	儿童座椅	Child car seat
電球	灯泡	Bulb
盗難警報器	防盗器	Car alarm
ステッカー	车身贴纸	Sticker
パーキングセンサー	倒车防撞雷达	Rear light sensor

上記の表から意訳は2つに分けられると考える。1つはそのまま意識したもの、もう1つは意訳+αである。まず、そのまま意識したものの例を挙げる。

“儿童座椅”(チャイルドシート)，“灯泡”(バルブ)，“防盗器”(盗難警報器)などである。“儿童座椅”を見てみると“儿童”は「チャイルド」「座椅」は「シート」と訳することができる。同じように“灯泡”を考えると“灯”は「電灯」「泡」

は「泡に似たもの」と訳すことができ、電球の明かりと泡に似た形を表していると考えられる。“防盜器”は“防盜”「盜難を防ぐ」“器”「器具」と訳することができる。

更に意識+ α の例がある。“车身贴纸”（ステッカー），“倒车防撞雷达”（パーキングセンサー）などが挙げられる。ステッカーだけの意味なら“贴纸”で良いが、車に使われるもののため“车身”という補足がついている。同じようにパーキングセンサーを考えると、パーキングセンサーの文字だけを見て訳すと“倒车雷达”となり“防撞”は必要ない。しかし、“防撞”を加えることによって「ぶつかるのを防ぐ」という補足が入る。 $+\alpha$ とは、何に使われるものなのか、どういう効果があるのかなどの意味を補足するために用いられているのではないかと考える。

5-1-3. ローマ字

日本語	中国語	英語
発光ダイオード	LED	Light Emitting Diode
HID ランプ	HID	High Intensity Discharge lamp
AV メインユニット	AV 主机脚	Audio/Visual main unit
3D フロアマットセット	3D 成套脚垫	3D Floor mat set
CD デッキ	CD 主机	CD Deck

上記の表から、車用語にも全てアルファベットで表すローマ字型とアルファベットと漢字が混ざっているローマ字+漢字型があるということがわかる。発光ダイオードは中国語で“LED”となり、英語の“Light Emitting Diode”を略して使われている。日本でも発光ダイオードとは言わず「LED」と英語を略したものが使われることが多い。HID ランプは中国語で“HID”となり、英語の“High Intensity Discharge lamp”を略して使われている。表には HID ランプと記されているが、筆者のアルバイト先では中国語と同じように「HID」と略されランプという分類名をつけて話すことは少ない。AV メインユニットは中国語で“AV 主机”と記される。英語の“Audio/Visual”を略した AV と、メインエンジンの意味のある“主机”が組み合わさってできているローマ字+漢字型の形となっている。3D フロアマットセットは中国語で“3D 成套脚垫”となり、英語の

“three-dimensional” が略された 3D と中国語でセットを意味する“成套” 足に敷くものを意味する“脚墊” が組み合わさってできている。3D の日本語の意味は「3次元」であるが、日本でも 3D という呼称が定着しており、筆者のアルバイト先の車内マットの表示も 3D が使われている。CD デッキは中国語で“CD 主机” と記される。英語の“Compact disc” を略した CD と、メインフレームの意味をもつ“主机” が組み合わさってできている。デッキなどは家庭用もあるため車用とわからせるために“车载~主机” と書くこともあるという。

以上の調査から車用語の中のローマ字訳には数字が組み合わせてあるものもあるということがわかった。

5-1-4. その他

“雷达”（レーダー）についてであるが、この単語には訳し方が沢山ある。

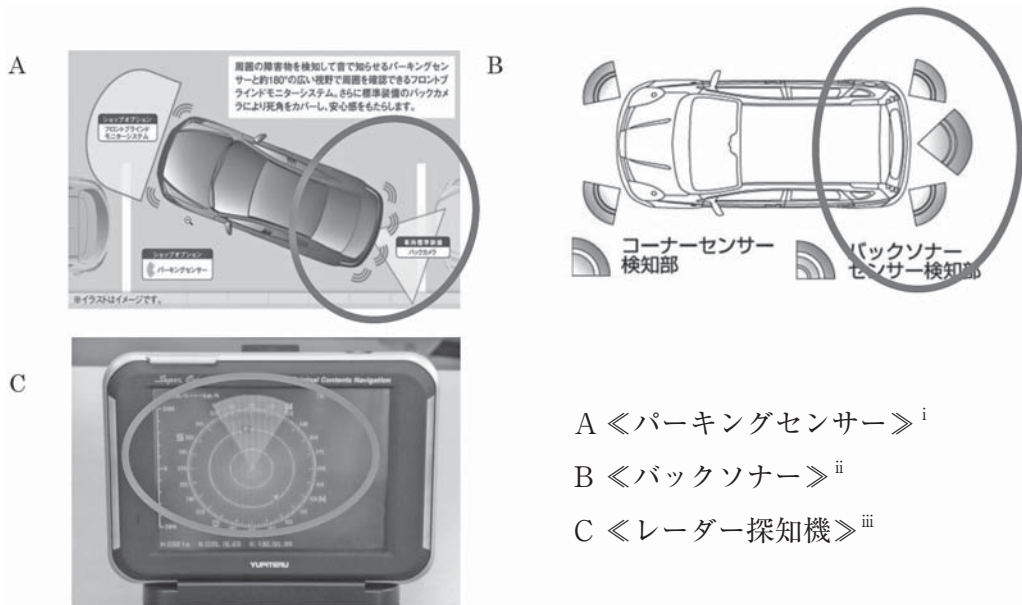
日本語では、「レーダー」「センサー」「ソナー」など同じ意味の単語を使い分けている。『広辞苑』によると次のように分類される。

レーダー	電波を発射し目標物からの反射を利用してその位置を決定する装置。航空機・船舶や陸上目標の探知，気象観測に利用。
センサー	温度・圧力・流量・光・磁気などの物理量やそれらの変化量をする素子，または装置。
ソナー	船舶などで用いる水中音響機器。超音波を発信し，他の艦船や魚群から戻ってくるまでの時間から距離を測り，反射音の方向から目的物の方向を知る。

このように同じような意味の単語でも使い分けをされるのは、日本語が英語をそのまま取り入れる外来語の受け入れ方をしているため英語に引っ張られてしまっているからだと考える。それに比べて中国語はどうだろう。例を抽出してみる。

- (1) “倒车防撞雷达”（パーキングセンサー）
- (2) “倒车雷达”（バックソナー（後方探知機））
- (3) “雷达探测器（电子狗）”（レーダー探知機）

図1 “雷达”



以上の3つの例を見てみると、日本語で使い分けられていたレーダー、センサー、ソナーが全て同じ“雷达”という単語になっており一貫している。では、なぜ中国語は一貫して“雷达”を使っているのか。

図1から図3に示したようにセンサー、ソナー、レーダーの意味は異なるが、同じように電波を発射しているという部分が共通しているということがわかる。このことから中国語では一括して“雷达”と訳しているのではないかと筆者は考える。

5-2. 車用語の特徴

中国語の車用語は分類名を入れるものが多い。例えば、“头灯”（ヘッドライト）“方向灯”（ウインカー）などは最後に“灯”を入れることでライトの光る要素を取り入れている。Winker（ウインカー）とはドイツ語を日本語ではそのまま取り入れられ、光る要素があるかどうかはあまり感じ取れないようだ。それに比べ、英語では Signal Lamp，中国語では上に記した“方向灯”と書かれ、光る要素が見受けられる。

その他に、“发动机油”（エンジンオイル），“自动档变速箱油”（Automatic Transmission Fluid），“刹车油”（ブレーキフルード）などのオイル系も“油”という分類名がついている。“油”という分類名を付けることによって、オイルに関係のあるものだということが分かりやすいと感じた。日本語では、正式にオ

イルという分類名がつくものはエンジンオイルのみで、他はフルードという分類名がつく。また、日本語には分類名の付加が一樣ではない。

先に記したヘッドライトには「ライト」という分類名がついているが、ウインカーには「ライト」などの分類名はついていない。以上の要因として、日本語の場合、外来語を各国の言葉そのものをそのままカタカナにして取り入れるため光る要素などの特徴はあまり反映されないのではないかと筆者は考える。日本語は分類名の付与の仕方が統一されておらず、ほぼ分類名がなされている中国語に比べると、その物がどんなものなのか少しわかりづらいと感じる。

その他注目すべき語として“器”と“装置”の使い分けについてである。まず“器”（工具、器具）が付いた語を挙げていく。

日本語	中国語	英語
ワイパー	雨刷器	Wiper
リアブレーキ	后制动器	Rear Brake
フロントブレーキ	前制动器	Front Brake
トランスミッション	变速器	Transmission
クラッチ	离合器	Clutch

上記の例は全て人が自分で動かすものになっている。ワイパーは雨が降っているときにワイパースイッチを入れて動かすものである。また、リアブレーキ、フロントブレーキは車の速度を下げるときに自ら足で踏み動かすものである。トランスミッションもマニュアル車ならギアを変えるために自分の手で動かしていく。クラッチも同じようにマニュアル車でギアを変えるために足で踏んで動かすものである。このように人の手で動かされていくものに“器”という単語がついているのではないかと推測する。

次に“装置”（工夫された装置や仕組み）が使われている例である。

日本語	中国語	英語
ステアリング装置	转向装置	Steering device
動力伝達装置	动力传导装置	Power transmission device
冷却装置	冷却装置	Cooling device
サスペンション	悬吊装置	Suspension
潤滑装置	润滑装置	Lubricating device

まず、ステアリングは和製英語のハンドルのことである。ハンドル自体は人が動かしていくが、連動して自動で動いていくものがステアリング装置である。動力伝達装置はエンジンと車輪の間で成り立っている伝動装置である。この装置も自動で動くため、人が動かす必要のないものである。冷却装置は、ラジエーターという液体を入れれば、自動で車のエンジンの温度を常にほぼ一定に保つことができる装置である。サスペンションはバネのようなもので、路面の凹凸を緩和してくれる装置である。全ての車両に設置されており、人の手で動かす必要のない装置になっている。潤滑装置はオイルの流れを作る装置であるため、エンジンをかけることにより自動で動く装置である。

上記で説明したように人の手で動かす必要がなく、自動で動くようになっているものに“装置”という単語がついているのではないかと推測する。

5－3. 車用語まとめ

外来語の分類のように分けられるものがほとんどであったが、車用語には音訳がほとんど見当たらなかった。その他に、日本語ではレーダー、ソナー、センサーなど同じような意味の単語でも英語をそのままカタカナで取り入れるため細かく分けられるが、中国語では“雷达”という単語で統一されている。また、日本語の車用語において分類名の付与が統一されていないが、中国語においては分類名がついていることが多い。そのため、商品の内容や機能がわかりやすいという専門用語ならではの特徴があるということが分かった。

6. 結論

今回、今まで深く考えてこなかった中国における外来語について初めて調査し

てみて気づいたことが数点ある。まず、漢字に直した際の音だけでなく意味も伝えることのできる利点と漢字に直してしまうことから生じてしまう外来語への認識の甘さについてである。このことから、漢字に直して外来語を取り入れる最大のメリットは、漢字の中に意味も含まれることではないかと感じた。またデメリットとして、漢字で取り入れるため外来語に対する認識が甘いということが挙げられる。中国ではこのような外来語が認識されていない場合が多いようである。これは大学の先生に聞いた話だが、日本でつくられた「政治」という単語は中国に伝わり中国でも同じ字、同じ意味で使われるようになったという。しかし、現代の中国人はそのことを認識しておらず自分たちが作ったと考えているらしいのだ。日本人もあまり知らないだろうが、日本から中国に渡った言葉は多く、それらの言葉を和製漢語と呼ぶが、それも外来語ではないか考える。同じ漢字を使っているため他国の言葉よりも外来語とは認識しづらいものだが、今のままでは中国における外来語の研究は進まないのではないだろうか。

最近では、ローマ字表記のまま受け入れられる外来語も増えてきているようだが、それでも漢字への翻訳は無くならないだろう。つまり、外来語をカタカナ語で表記する日本語に比較すると、ローマ字を使用する語が増えてきたといえども、中国語における外来語の意識は希薄にならざるを得ない。

アルバイトを通して触れた車用語についての外来語だが、分類についてはほとんど同じだったが、専門用語は特徴があり資料も少なかったため、まだまだ研究されていないように感じた。日本の車は世界の中でも注目されているため、部品や作業について外国語で対応することも増えていくと推測される。筆者の就職先は車関係ではないが台湾支店もあるため、今世どの場面でも切っても切り離せない外来語への今回の研究結果を生かして役立てていきたい。

《注》

- i goo ブログ Imazeki's Workshop 図に関しては「アテンザパーキングセンサー」より引用

<http://blog.goo.ne.jp/beosound/e/0850d7bec8d02d06892d74e2acee661d>

(10/22 参照)

- ii 日産 SKYLINE 図に関しては「リヤコーナーセンサー（左右2センサー+バックソナー2センサー）」より引用

<http://www.nissan.co.jp/SKYLINE/V36/1001/XML/card/d2qv2n000007t5u2.html>

(10/22 参照)

- iii Y! ブログ ジムニー秘密基地！ 図に関しては「カーナビ X レーダー探知機」より引用

http://blogs.yahoo.co.jp/jimny_sb/15977768.html (10/22 参照)

参考辞書

新村出『広辞苑』東京 岩波書店

北京对外経済貿易大学・北京商務印書館・小学館共同編集『日中辞典第2版』東京 小学館

参考文献

汪婷「中国における外来語の需要―「外来文化の受容と変容」研究の一環として」『鈴鹿国際大学紀要 第16号』pp.101-116, 2009年

高野繁男・徐萍飛監修『日本語・中国語における欧米語需要の現状とその比較研究 英語世紀における日本語の外来語急増と中国語の対応をめぐって（日中共同研究）』2012年 東京 大空社（徐萍飛・王静波「第2章 現代中国語に急増する音訳語の原因と実体 西洋語受容の転換」および王維貞「第6章 現代中国語における外国ブランド名の訳語研究」参照）

〔付記〕

本稿作成にあたり、北村直子氏からカー用品に関する日中対照訳の資料提供を受けた。記して感謝を表します。

Institute for Research in the Humanities

人文科学研究所

人文科学研究所 最優秀賞

専業主夫になる要因 —専業主婦との違い—

地方政治行政研究科地方政治行政専攻（修士課程） 2年 鴨 賢司

目 次

1. はじめに
2. 先行研究
3. 仮説の提示
4. データ
5. 分析結果
6. 結論と今後の展望

1. はじめに

家族の形態は時代によって変化する。とりわけ近年においては「専業主夫」の増加が話題にあがっている。確かに、男性の年金の第3号被保険者数は、1997年度に約4万人だったものが、2013年度には11万人強と3倍近くに増加している。一方、女性の第3号被保険者数は、1997年度に約1100万人だったものが、2013年度には930万人となっており、減少傾向である。

本論文では、表1にあるように都道府県ごとの「専業主夫率」と「専業主婦率」の分散を利用し、2つのことを明らかにする。第1に専業主夫の増加の要因を実

表1 都道府県別「専業主夫（婦）率」（平成24年）

都道府県	専業主夫率	専業主婦率	都道府県	専業主夫率	専業主婦率
北海道	3.9%	30.3%	滋賀県	4.7%	30.1%
青森県	5.6%	24.5%	京都府	4.2%	29.8%
岩手県	4.7%	22.6%	大阪府	4.5%	32.3%
宮城県	3.7%	30.0%	兵庫県	4.3%	33.3%
秋田県	4.7%	22.4%	奈良県	4.1%	32.5%
山形県	4.4%	19.3%	和歌山県	4.4%	27.6%
福島県	4.2%	26.5%	鳥取県	6.1%	21.3%
茨城県	4.2%	28.5%	島根県	4.2%	19.9%
栃木県	3.8%	28.2%	岡山県	5.0%	25.6%
群馬県	4.3%	24.6%	広島県	4.8%	27.7%
埼玉県	4.3%	31.7%	山口県	5.4%	26.7%
千葉県	4.3%	31.5%	徳島県	5.3%	24.3%
東京都	3.7%	32.5%	香川県	5.3%	25.1%
神奈川県	4.4%	33.7%	愛媛県	4.7%	24.5%
新潟県	4.3%	22.3%	高知県	5.9%	20.3%
富山県	5.7%	21.6%	福岡県	4.9%	30.2%
石川県	5.2%	21.4%	佐賀県	4.6%	23.0%
福井県	5.2%	19.9%	長崎県	5.0%	24.3%
山梨県	4.6%	24.7%	熊本県	4.7%	22.4%
長野県	5.1%	23.2%	大分県	4.8%	26.6%
岐阜県	5.0%	25.5%	宮崎県	5.5%	21.4%
静岡県	5.5%	26.0%	鹿児島県	4.5%	23.9%
愛知県	4.5%	29.7%	沖縄県	5.7%	28.6%
三重県	5.1%	26.1%	平均	4.7%	26.1%

（出所）総務省統計局『就業構造基本調査』（2012）から筆者作成。

証的に明らかにすることである。第2に「専業主夫になる要因」と「専業主婦となる要因」の違いを考察することである。ここでいう「専業主夫（婦）率」とは、総世帯数における「妻（夫）が有業で夫（妻）が無業の世帯数」の率である。

分析の結果、専業主夫の増加は経済的要因よりも文化・社会的要因が引き起こしているという結論が得られた。

第2節では、専業主夫ないし専業主婦になる要因に関する先行研究を紹介する。第3節では、本論文の理論と仮説を提示する。第4節ではデータの解説をする。第5節では、分析結果を解説する。第6節では、結論と今後の展望について述べる。

2. 先行研究

本節では、専業主夫（婦）になる要因に関する先行研究を整理する。要因については「経済的要因」と「文化・社会的要因」に大別して紹介する。

まず、経済的要因を指摘するものをいくつかあげる。「ダグラス＝有澤法則」は夫の所得が高ければ高いほど、妻は就業確率が低くなるということでは知られている（武内 2007）。一方、夫の年収が妻の就業有無に与える影響は限定的であり、また専業主婦世帯の12.4%が貧困ライン以下の収入で生活している事実がある（周 2012）。さらに専業主夫世帯の場合、妻の収入が高い例は例外的であるという研究もある（高山 2015）。このように経済的要因についてはまだまだ論争的であるといえる。

次に、文化・社会的要因について指摘している研究を紹介する。周によれば、保育所の不足が専業主婦になるかどうかに関与しているようである（周 2012）。保育所などの施設に子どもを預けるかどうかの選択は経済的要因が影響すると考えられるが、施設の有無は社会的要因であると考えられる。その他に、「男は仕事、女は家庭」という性別分業意識が専業主婦を生み出す要因であると指摘している（田中 1996）。

以上が先行研究である。本論文では、都道府県ごとの「専業主夫率」と「専業主婦率」の分散を利用し、「経済的要因」と「文化・社会的要因」のどちらがより重要な要因であるかを検証する。

3. 仮説の提示

先行研究で見てきたように、専業主夫（婦）になることを「経済的要因」で説

明する理論と「文化・社会的要因」で説明する理論の2つの理論がある。

まず、経済的要因を用いた理論から導出される仮説を提示する。専業主夫であれ主婦であれ、パートナーの所得が高ければ、共働きをする必要がないと考えられる。つまり、所得が高ければ高い都道府県ほど、専業主夫（婦）になる率が多くなるはずである。このことから、次の仮説が導き出せる。

仮説1：一人当たりの都道府県民所得が高いほど、専業主夫（婦）率は低くなる。

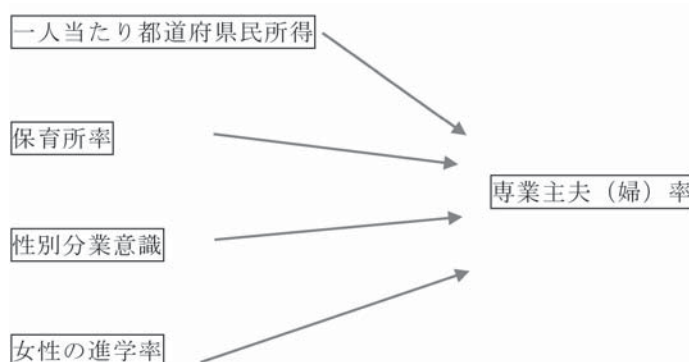
次に、文化・社会的要因を用いた理論から導出される仮説を提示する。保育所などの施設の不足は、育児の必要性から、専業主夫（婦）が就業することを不可能にすると考えられる。また、性別分業意識は、行動を規定すると考えられる。このことから、次の仮説が導き出せる。

仮説2：保育所などの施設が充足していれば、専業主夫（婦）率は低くなる。

仮説3：性別分業意識が高いほど、専業主夫率は低くなり、専業主婦率は高くなる。

図1は、独立変数と従属変数の分析モデルである。本論文の従属変数は、都道府県別の「専業主夫（婦）率」である。独立変数は、経済的要因である「一人当たり都道府県民所得」と文化・社会的要因である「保育所率」、「性別分業意識」である。コントロール変数には「女性の進学率」を設定した。

図1 独立変数と従属変数のモデル



4. データ

従属変数である「専業主夫（婦）率」とは、総世帯数における「妻が（夫）が有業で夫（妻）が無業の世帯数」の率である。データは、総務省統計局『就業構造基本調査』を参照した。独立変数である「一人当たり都道府県民所得」は、内閣府の『県民経済計算』を使用した。「保育所率」とは、都道府県ごとに、保育所数と幼稚園数と認定こども園数を人口で割ったものであり、『社会福祉施設等調査』及び『学校基本調査』を利用し計算した。「性別分業意識」とは、「夫が外で働き、妻が家を守る」ことが理想であると考えていることを意味し、『男女共同参画白書』のデータを使用した。「女性の進学率」については、『日本の統計』を用いて、「大学の学部・通信教育部・別科，短期大学の本科・通信教育部・別科及び高等学校・特別支援学校高等部の専攻科への進学率」から求めた。

表2は、今回使用したデータの記述統計である。表2の最上段左から右に向かって、変数名、平均、標準偏差、最小値、最大値を示している。本論文の従属変数である「専業主夫（婦）率」は、最小値が3.71（19.29）で宮城県（山形県）になっている。最大値は、6.14（33.73）で鳥取県（神奈川県）になっている。表左下欄外の「N = 47」とは、観測数を表している。

図2（3）は、「専業主夫（婦）率」と「一人当たり都道府県民所得」の散布図である。グラフの縦軸は「専業主夫（婦）率」であり、横軸は「一人当たり都道府県民所得」を示している。「専業主婦率」（図3）では予想通り、正の相関が見

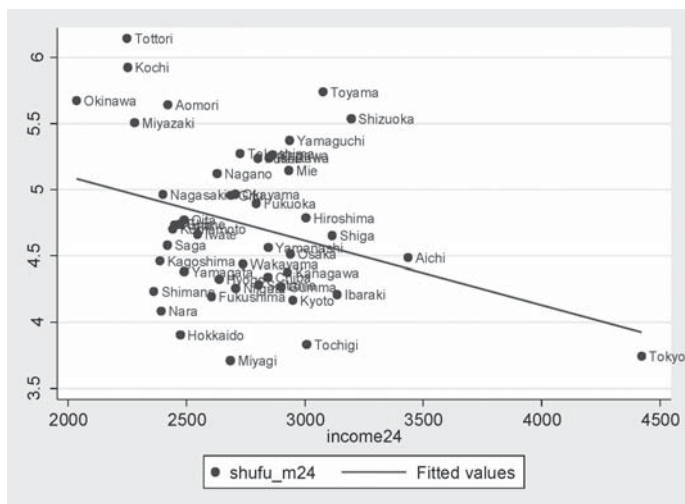
表2 記述統計

変数名	平均	標準偏差	最小値	最大値
専業主夫率（％）	4.74	0.59	3.71	6.14
専業主婦率（％）	26.13	4.02	19.29	33.73
一人当たりの 都道府県民 所得（千円）	2,733.40	383.94	2,035.07	4,423.08
保育所率（％）	0.35	0.85	0.23	0.56
性別分業意識（％）	44.19	3.53	37.2	50.4
女性の進学率（％）	52.65	6.75	37.18	69.09

N = 47

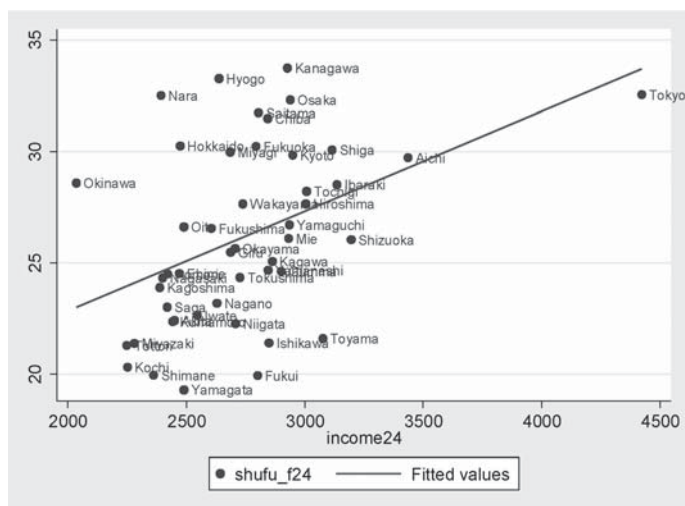
（注：筆者がデータを元に作成）

図 2 専業主夫率と所得の散布図



(注：Stata13 を使用し筆者が作成)

図 3 専業主婦率と所得の散布図

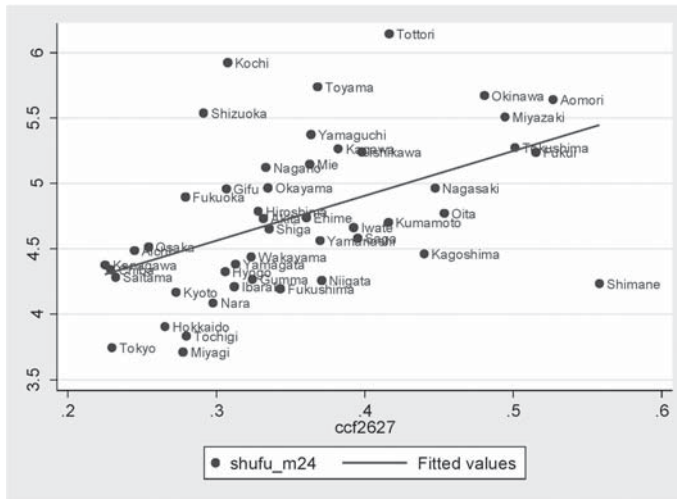


(注：Stata13 を使用し筆者が作成)

られる。一方、「専業主夫率」(図 2) では予想と反し、負の相関が見られた。図は省略しているが、「女性の進学率」でも「専業主婦率」では、正の相関が見られ、「専業主夫率」では、負の相関が見られた。

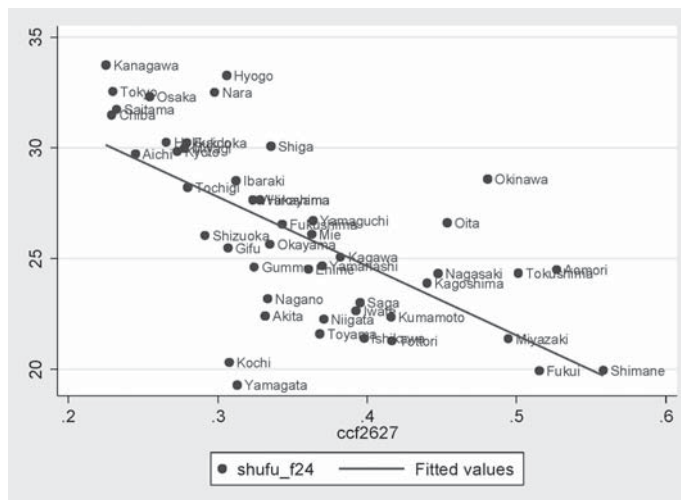
図 4 (5) は、「専業主夫(婦)率」と「保育所率」の散布図である。グラフの縦軸は「専業主夫(婦)率」であり、横軸は「保育所率」を示している。図 4 では保育所率が高いほど、専業主夫率が高くなるという、予想に反して、正の相関が確認された。図 5 では、予測通り、負の相関が認められる。

図 4 専業主夫率と保育所率の散布図



(注：Stata13 を使用し筆者が作成)

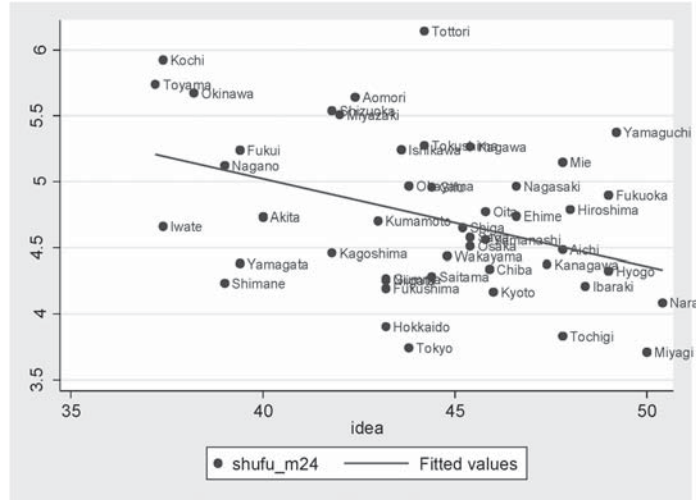
図 5 専業主婦率と保育所率の散布図



(注：Stata13 を使用し筆者が作成)

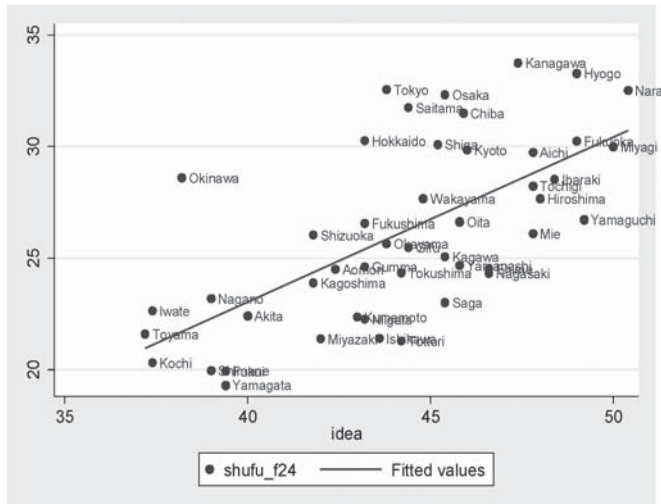
図 6 (7) は、「専業主夫（婦）率」と「性別分業意識」の散布図である。グラフの縦軸は「専業主夫（婦）率」であり、横軸は「性別分業意識」を示している。図 6 は、「性別分業意識」が高ければ高いほど、「専業主夫率」が低くなることを示しており、予想通り、負の相関が見られる。図 7 では、「性別分業意識」が高ければ高いほど、「専業主婦率」が高くなることが確認されたので、予想通り、正の相関が見られた。

図 6 専業主婦率と性別分業意識の散布図



(注：Stata13 を使用し筆者が作成)

図 7 専業主婦率と性別分業意識の散布図



(注：Stata13 を使用し筆者が作成)

5. 分析結果

表 3 (4) は、「専業主婦（婦）率」を従属変数として重回帰分析の結果を表している。それぞれの表の最上段左端から右端に向かって、「独立変数」，分析前の「予測」，分析の「結果」，「P 値」，「Beta 値」を示している。結果の数値は，それぞれの独立変数の係数である。P 値とは，独立変数の従属変数に対する説明力の強さを示し，0 に近いほど強い説明力を持つ。Beta 値は，各々の独立変数が従属変数に与える影響力の強さを表す。

表 3 (4) を解釈する。まず, Prob > F の値が 0.00 (0%) であり, このモデルは母集団においても一定の説明力があるといえる。これら重回帰分析から得られた結果を以下に示していく。

第 1 に, 「専業主夫 (婦) 率」は「一人当たり都道府県民所得」と「女性の進学率」から影響を受けていないことがわかった。

表 3 分析結果 (専業主夫率)

独立変数	予測	結果	P 値	Beta 値
一人当たりの 都道府県民 所得 (千円)	+	- 0.00018	0.49	- 0.12
保育所率	-	2.69**	0.02	0.38
性別分業意識	-	- 0.04*	0.09	- 0.24
女性の進学率	+	0.01	0.49	0.11
観測数		47		
Prob > F		0.00		
補正 R ²		0.23		

有意確率 ***p < .01 **p < .05 *p < .1 (注: Stata13 を使用し筆者が作成)

表 4 分析結果 (専業主婦率)

独立変数	予測	結果	P 値	Beta 値
一人当たりの 都道府県民 所得 (千円)	+	0.00048	0.73	0.04
保育所率	-	- 20.50***	0.00	- 0.43
性別分業意識	+	0.50***	0.00	0.44
女性の進学率	-	0.03	0.68	0.05
観測数		47		
Prob > F		0.00		
補正 R ²		0.58		

有意確率 ***p < .01 **p < .05 *p < .1 (注: Stata13 を使用し筆者が作成)

第2に、「保育所率」は「専業主夫（婦）率」に5%（1%）の有意水準で影響を与えていることがわかった。保育所率が1%ポイント上昇すると専業主夫率が2.69%ポイント上昇し、専業主婦率が20.5%ポイント減少することがわかった。

第3に、「性別分業意識」は「専業主夫（婦）率」に10%（1%）の有意水準で影響を与えていることがわかった。性別分業意識が1%ポイント上昇すると専業主夫率は0.04%ポイント減少し、専業主婦率は0.5%ポイント上昇することがわかった。

第4に、Beta 値に注目してみると、専業主夫率には「保育所率」が最も影響を与える独立変数であることがわかった。一方、専業主婦率では「性別分業意識」が最も影響を与える独立変数であることがわかった。ただし「保育所率」も「性別分業意識」と同程度の影響力をもっているといえるだろう。

第5に、従属変数の分散をこのモデルがどの程度説明されたかを示している「補正 R^2 」は、専業主夫率では0.23である。つまり、都道府県における専業主夫率の分散の約23%がこのモデルによって説明されたことになる。また専業主婦率での「補正 R^2 」は、0.58である。つまり、都道府県における専業主婦率の分散の約58%がこのモデルによって説明されたことになる。

6. 結論と今後の展望

本論文では、都道府県ごとの「専業主夫率」と「専業主婦率」の分散を利用し、「経済的要因」と「文化・社会的要因」のどちらがより重要な要因であるかを検証した。その結果を以下にまとめる。

第1に、「専業主夫（婦）率」は「一人当たり都道府県民所得」から影響を受けていないということがわかった。つまり、今回の分析では「経済的要因」は関係がないという結果が得られた。第2に、「保育所率」と「性別分業意識」が「専業主夫（婦）率」に影響を与えることがわかった。従って、「専業主夫（婦）率」は「経済的要因」よりも「文化・社会的要因」が引き起こしているという結論が得られた。

本論文の目的は、第1に専業主夫の増加の要因を実証的に明らかにすることであり、第2に専業主夫と専業主婦になる要因の違いを考察することであった。前者については、「保育所率」と「性別分業意識」が要因であることを実証した。つまり、専業主夫の増加は、「経済的要因」よりも「文化・社会的要因」によって引き起こされているといえる。しかしながら、「保育所率」は予想と逆の結果

であった。当初、育児を施設に任せることにより、共働きができると考え、専業主夫率は低下すると予想した。予想とは真逆の結果が得られた理由について正確に答えることは現状できていない。しかしこの事実は、後者の目的に関連し、「専業主夫になる要因」と「専業主婦になる要因」に違いがあることを示している。また、同一の独立変数を設定したモデルにもかかわらず、「補正 R^2 」に差が生じたことも、「専業主夫になる要因」と「専業主婦になる要因」に違いがあることの証左である。男女平等の観点からいえば、女性の社会進出とともに男性の家庭進出もなされるべきであり、「専業主夫になる要因」と「専業主婦になる要因」が異なるということは、その分、社会に歪みがあると考えられる。

今後の課題は、「専業主夫率」と「保育所率」の関係が予測と逆になった理由を検討することである。このことは「専業主夫になる要因」と「専業主婦になる要因」がなぜ違うのかということでもある。そのためには、他の角度からの検討が必要である。例えば、パーソナル・データの分析などが考えられる。本稿で論じた専業主夫にどのような特徴があるのかは不明である。そのような詳細なデータを考慮することにより、「専業主夫になる要因」を明らかにすることができるだろう。

参考文献

- 浅野正彦・矢内勇生（2013）『Stata による計量政治学』オーム社
- 新谷由里子（1998）「結婚・出産期の女性の就業とその規定要因 1980 年代以降の出生行動の変化との関連より」『人口問題研究』54（4）pp.46-62
- 周燕飛（2012）「専業主婦世帯の収入二極化と貧困問題」JILPT
<http://www.jil.go.jp/institute/discussion/2012/documents/DP12-08.pdf>
 （アクセス 2016/01/31）
- 高山憲之（2015）「男性の第 3 号が過去 16 年間に 2.8 倍に増加」
<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/27204/1/DP642.pdf>
 （アクセス 2016/01/31）
- 武内真美子（2007）「『ダグラス＝有澤法則』に関する一考察」『国際公共政策研究』11（2）pp.125 - 141
- 田中重人（1996）「戦後日本における性別分業の動態 女性の職場進出と二重の障壁」『家族社会学研究』8 pp.151-161

Institute of World Studies

海外事情研究所

海外事情研究所 最優秀賞

中国と日本における友好的な関係発展への可能性 —政治戦略に左右されない国民間関係—

国際協力学研究科安全保障専攻（博士前期課程） 2年 宮澤 里奈

目 次

はじめに

第一章 中国による強硬的行動の背景

第一節 パワーシフト理論における中国の軍事介入

第二節 米中間のパワーシフト

第二章 中国側の強硬政策における思惑

第一節 中国による強硬的な外交

第二節 中国による小規模戦争の可能性

第三節 国際社会のリーダーとしての中国

第四節 中国の考える国際秩序

第三章 日本をスケープゴートに

第一節 日本に対する強硬的な行動

第二節 国内問題を反日感情に転換

第四章 訪日中国人から見る中国と日本の関係の可能性

第一節 訪日する中国人の増加

第二節 訪日する中国人の日本に対する好意的感情

第三節 友好関係の可能性を持つ国民間の関係性

おわりに

参考文献

はじめに

中国による軍事力の拡大と海軍の海洋展開（東・南シナ海、尖閣諸島への進出）に対し、将来に予測し得る中国による国際法違反における軍事力行使への抑止力の効果を一つの目的として、日米新ガイドラインが締結された。日米の安全保障の強化における新ガイドラインが発表された際の日米共同ビジョン声明¹は、「力による一方的な現状変更によって主権や領土の一体性を損なう行動は国際的な秩序に対する挑戦となっている」と対中牽制色の強い表現が盛り込まれている。このように昨今の中国による強硬的な行動に対して、日本は政治的な政策を取らざるを得ないのが現状である。

しかし、本当に中国と日本の2国間の関係は悪化する傾向が変わらず、友好関係に発展することは困難なことであるのか。本文では、まず中国が強硬的な政策を行う理由について、パワーシフト理論と国際社会における大国としての中国の誇りなどを述べる。次に日本に対する反日政策などに見られる強硬的な政策の事例を検証する。最後に国民間の交流を通してその2国間関係における発展の可能性を考察する。

第一章 中国による強硬的行動の背景

第一節 パワーシフト理論における中国の軍事介入

パワーシフト理論を使った米中、日中間で戦争が起きる可能性の分析では、「米中は戦争しないが、日中は起こり得る」と指摘されることがある。そのパワーシフト理論とは A.F.K. オーガンスキーの著作「World Politics (1958 年)」で論じられるようになった。彼はこの著書の中で、グローバル・パワーを支配的（覇権的）大国、大国、中級国、小国の階層に分けた。同理論によると、支配的大国が確立した国際秩序のあり方に一部の大国が不満を持ち、それに挑戦するようになるという理論である。この軍事力の変動から説くパワーシフト理論は、仮に、B という国が A という国よりも軍事力の点で優位で、B 国が A 国に追い付かれそうになっていると想定する。村井友秀によるとこの状態で B 国が A 国に仕掛けられる戦争を予防戦争と呼ぶが、逆に A 国が B 国をすでに追い越し、追い越した A 国が自国の優位を固めるために B 国に起こす戦争を機会主義的戦争と呼ばれ戦争は軍事上、強い方が始めるというように強硬的行動の背景には以上の理由があると理解される²。

第二節 米中間のパワーシフト

現在、米国と中国の間でパワーシフトが起こっていると言われている³。しかし、「米国の国益の考え方には、死活的国益、戦略的国益、周辺の国益の3つがある」⁴。死活的国益は、例えば「9・11」（2001年米中枢同時テロ）であり周辺の国益では、例えばソマリア内戦がある。ソマリアでは作戦中、米兵に死者が18人ほど出ただけで撤退した（1993年のモガディシュの戦闘）。日本を見捨てれば戦略的国益に影響が生じ、その際に米国は同盟国を守らなかったという印象を国際社会に与えるのは、米国にも非常にデメリットが大きい。また、中規模な日中による戦争なら米国は出てくると中国は考察しているため、その可能性は低いと考えられる。

第二章 中国側の強硬政策における思惑

第一節 中国による強硬的な外交

パワーシフト理論によれば、戦争は現状を変更しようとする現状変更国の軍事力が現状維持国の軍事力を上回った場合に勃発する⁵。現在、米国は世界の覇者であり現状維持が米国の利益である。他方、中国は東シナ海や南シナ海で現状を変えようとしている現状変更国である。現状変更国である中国の軍事力が現状維持国である米国の軍事力を上回った場合に戦争が発生する可能性が高くなる。

第二節 中国による小規模戦争の可能性

村井によると「小規模戦争とは、地域が限られ兵器も制限された戦争であり、米中間の小規模戦争は、中国の軍事力が米国の軍事力よりも優位に立つ可能性がある場所で発生する」⁶。双方が核兵器を配備していれば、核戦争に繋がる大規模戦争は抑止でき、そうなれば戦争は小規模のうちに終わらせることができる。小規模戦争は被害が少なく、勝利することによって得られる利益が被害を上回る可能性もある。国家間の関係において、世界の常識では外交（強制外交）の中に軍事力による威嚇や行使（小規模戦争）も含まれる。

また、「米国の軍事力の総力は中国の軍事力の総力を圧倒している」⁷と論じられているが、ミサイルには射程があり、軍艦や軍用機には航続距離がある。一般的に航空優勢は距離の二乗に反比例するため、戦場が中国に近づくほど、米国から遠くなるほど戦争は中国に有利になる。

第三節 国際社会のリーダーとしての中国

中国は科学技術力により海洋が征服される以前は、伝統的に三方を陸地に囲まれた大陸国家であり、陸上強国であった。しかし、「世界が海洋時代に入り、制海、制空権を海上強国が支配した時代になってからは、単なる陸上強国に甘んじず中国にも海岸線が存在する以上、海洋型国家にもならねばならず、中国は大陸と海洋両面の大国とならねばならなくなったとされる」⁸。現在の中国の軍事的行使における尖閣諸島を巡る日本と中国との対立は、中国が同諸島周辺の海域、空域での軍事、非軍事両面でのプレゼンスをさらに強め、優位に立ちたいという中国の思惑⁹が見られる。尖閣諸島を中心とする東シナ海において、中国は南シナ海での行動とは対照的に静かな形で影響力の拡大を進め、日本を牽制しつつあるというわけである。日本にとっては、尖閣諸島の領有権に影響する重大な警告である。

さらに、中国の新国防白書では、中国人民解放軍の在り方についても方針転換を打ち出した。習近平・国家主席はアジア太平洋地域への積極的進出の狙いを隠さなかった。この白書¹⁰を受け、南シナ海での活動がより活発になると見られる。中国政府はフィリピンなどが領有権を主張する岩礁を埋め立てて滑走路の建設を進めている。また、中国国防省の楊宇軍・報道官は白書発表に合わせた会見で埋め立てについて中国内地の建設工事と何ら変わりはないとしている。さらに、米軍が岩礁に近づいて偵察活動をすれば、中国軍はすぐに合法的かつ軍事的に対応すると述べ、軍事的衝突も辞さない構えを見せている。

そして、白書¹¹では尖閣について、日米同盟強化への懸念を示す文脈の中で「海上に存在する個別の隣国」が「強い軍事力を行使して中国の島嶼を不法に占拠している」とし、尖閣諸島への野心を表している。南シナ海の領土・領海問題が片付けば、次は尖閣問題の軍事的な解決に乗り出す可能性が高く、中国政府は2020年までに中国と台湾の統合を目標としているが、尖閣奪取のために何らかの形で行動を起こす可能性があると思われる。

第四節 中国の考える国際秩序

中国は国連海洋法条約に批准しているが、常設裁判所の管轄権を認めずに裁判における参加自体を拒否していることから考察できるように、主権国家としての秩序を持ち合わせていないと思われる。しかし、中国側の観点から見ると、国際法や国際秩序からは反していると考えられるが、必ずしも中国側の理屈も理解

できないわけではないと推測される。それは、「中国の既存の国際秩序に挑戦する動きは南シナ海の領有権を巡る問題に象徴的に現れている」¹²。中国の主張によれば、同海域は自古以来の中国の領域であり、中国がほぼ全ての管理権を有すると解釈している。中国がかつてアジア地域に華夷秩序を構築していた時代へ回帰する事を主張していると国際社会に訴えているように考えられる。しかし、尖閣諸島に対する領有権の主張と同様、1970年代にこの海域に海洋資源が発見されてから、自国の権利を強く主張をし始めるようになった。急速な経済発展に伴って、2001年から10年間で、中国の一次エネルギー消費量の年平均伸び率は10%を超えている。そのため、最大の理由は自国の経済成長を維持するには、資源・エネルギーの確保が不可欠であり、これが豊富な資源が埋蔵されている南シナ海への進出の背景であると考えられる。

従って、国際法又は国際秩序では正当なものとは考えられないが、中国側は当然のものとして行われている行為と認識していると考察される。

中国の海洋進出は、1982年に鄧小平主席の意向を受けた人民解放軍の劉華清海軍司令官が打ち出した軍近代化計画に始まると言われている。劉華清は仮想ライン第一、第二列島線概念を打ち出し、遠洋型海軍の建設を提唱した。第一列島線は日本列島の南端から、沖縄を經由してフィリピンあたりまで伸び、中国が自国の領海と主張する南シナ海のU字型ラインと繋がっていく。2020年までに第二列島線内部の制海権を確保し、日本列島の中心からグアムへと伸びる。この2つのラインで米国海軍の接近を拒否し、米国の台湾防衛を弱体化させることを目的としていると考えられる。

また、中国が強化しつつあるアクセス拒否能力の目的は、短期的には台湾への米国の介入を阻止するためのものであり、中長期的にはこれまでの領土や資源の帰属を含む地域秩序のあり方に挑戦するものと見られている。そして川上高司によると、中国はその手段として各種の水上艦艇、潜水艦、戦闘機、爆撃機、巡航ミサイル、弾道ミサイル、対艦弾道ミサイルなどを増強し、開発に力を注いでいるとされる¹³。

第三章 日本をスケープゴートに

第一節 日本に対する強硬的な行動

尖閣諸島を巡って日中が緊張しだしたのは、日本による尖閣諸島の国有化とは関係がない。尖閣諸島については中国は2008年12月に中国の海洋調査船「海監

46号」と「海監51号」の2隻が尖閣諸島の領海内に侵入し、国際法上認められない航行（徘徊・漂泊）を行っていた事から海上保安庁の巡視船が退去要求等を行い、領海外に退去させるという事案が生じた¹⁴。それ以降中国による尖閣諸島に対する軍事力の行使が継続されている。

また、「海洋における領土・主権問題に取り組む姿勢を国民に示すことは、中国の失地回復主義的なナショナリズムの要求に応えることになり、中国共産党に対する国民の支持を維持する上でも重要なことである」¹⁵。経済発展の実現とナショナリズムの体現によって、選挙という民主的な正当性を欠いている中国共産党は、それに正統性の多くを依存してきた。

第二節 国内問題を反日感情に転換

中国国内の暴力的なデモの理由は国内における格差への不満の高まりが原因であり、内部で高まっている国民の不満を外に向けて、国内問題から目を逸らさせようとしている。日中間の緊張と日本の国内状況は関係がなく国内の緊張を外に向けるために、日中間の緊張を一定の範囲内に保とうとしている。そのため、日中間の緊張が下がり過ぎると公船を日本領海に侵入させたりして日中間の緊張を高め、緊張が高まり過ぎると下げる。日本との関係改善を行っているのではなく、中国国内の問題から視線を逸らすために、日中間の緊張関係を操作している。

日中間の緊張関係の操作とは、「中国は世論戦を使用し、内外世論の中国共産党と政府への支持を獲得し、一方で国際世論や相手の国際世論に工作して反中国政策を抑制する手段を取る」¹⁶。つまり、中国は国内世論を獲得するために、日本に対し挑発・批判的な発言や行動を起こす。そして、村井によると日本に対し過激な発言や行動を起こすことで世論からの賛同や支持を集めて仮想敵国「日本」をつくり、一定の関係（付かず離れずにある関係）を保ち緊張関係を操作することで国内の問題を日本にスケープゴートできるという仕組みであると考えられる¹⁷。

第四章 訪日中国人から見る中国と日本の関係の可能性

第一節 訪日中国人の増加

先に述べた2国家間による緊張関係が表立つなか、中国人の訪日中国人観光客数は下の表で理解されるように、近年、確実に増加しており、特に2010年以降はコンスタントに毎年100万人を超えている。2012年に尖閣諸島の問題が大き

く取り上げられたが、同年も 140 万人もの来日者を記録している。そして 2014 年には 240 万人以上が訪日し世界からの来日者数で見ても 1 位の台湾、2 位の韓国に次いで第 3 位となった¹⁸。また日本政府観光局によると、中国人観光客の増加の考えられる理由は中国国内の経済発展に伴い裕福な人が増え世界中に旅行する中国人が増えているためである。日本は中国から距離も近く、清潔で安心というイメージがあるため多くの中国人が旅行先として選んでいる¹⁹。

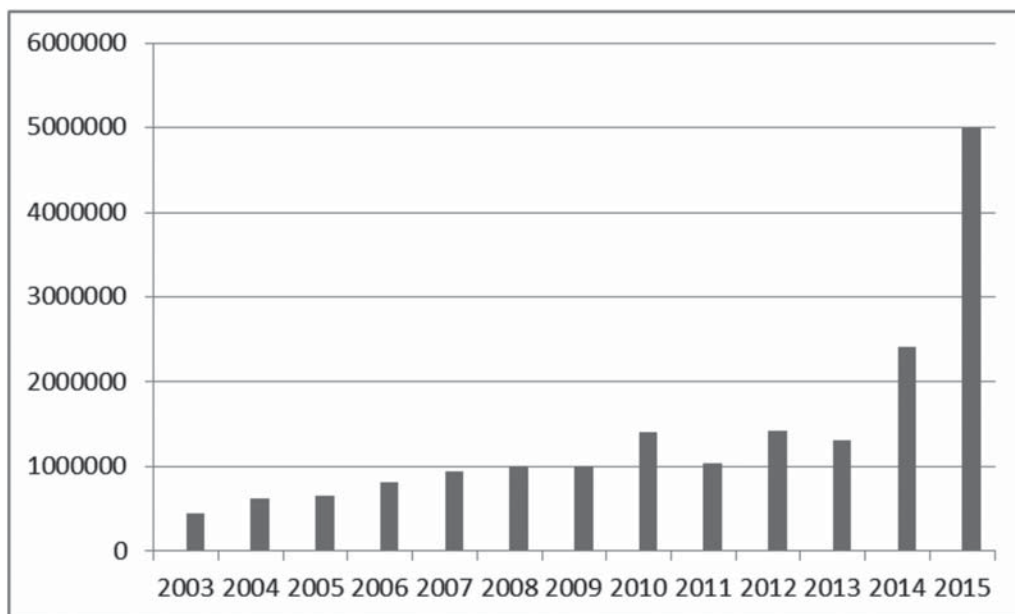
第二節 訪日する中国人の日本に対する好意的感情

日本を訪れる多くの中国人が大量の買い物をする理由や訪日した人々の日本に対する感情については以下のような意見がある。訪日する中国人の間には日本製は安全、安心という根強い信頼感があり、さらに日本に来て初めて日本に良い印象を抱く中国人は多くおり、日本の普通の生活に感動する人が多い。きれいな青空、おいしい水、清潔なトイレなどが好印象に挙げられる。「それまでの偏ったイメージからは想像できない日本の様子を見て、日本観が 180 度変わる」などの声が多く聞こえ、日本という国自体に好印象を感じていることが分かる²¹。

第三節 友好関係の可能性を持つ国民間の関係性

2016 年 7 月 11 日、中国のインターネット上に、日本を訪れた中国人に対して日本人の印象についてインタビューした様子を取めた動画が掲載された。

訪日中国人における総数の推移²⁰



日本と中国の関係はさまざまな要因から良好とは言えない状況が続いている。一方で、2015年には約499万人の中国人観光客が日本を訪れている。日本人の印象について、「『第一印象は、店員がみんな笑顔でサービスがすごく良いことと、街の環境が良いこと』『日本に来る前は日本についてあまりよく知らなかったが、来てみたらとても友好的だということが分かり、日本の社会は寛容的』という声や、『電車の中では大声で話している人がいなく、日本人は他人に迷惑をかけないという感覚を持っていて、そういうところは中国人より良い』」という意見もあった²²。また、男性・女性ともに、おしゃれに敏感で日本人は人助けが好きなように日本に来てから見方が変化したという意見と、日本人の多くが中国にポジティブな印象を持っていると感じたなどの意見が見られた。

また、日本を再び訪れたいかどうかについては、多くの訪日中国人が「東京五輪を見るためにまた来たいと答える人々や、日本人は親切でフレンドリーであるため、再び訪日したい」と返答した²³。従って、今後もより多くの中国人観光客が日本を訪問すると考えられる。

おわりに

以上のことから、中国による対日の政治的戦略により反日感情や日本に悪い印象を抱いている中国人も未だ多く存在すると思われる。しかし、その一方で「日本に来てから印象が変わった」という意見が見られ、旅行などの民間交流を通じて関係改善が進むことに対して、僅かではあるが友好的な発展への可能性も期待できる。それはつまり草の根レベルの人々が抱く互いの国への「想い」は重要であり、そのことが最終的には国と国との友好的な関係性への礎に繋がると考える。

参考文献

- ・高橋伸夫（編）『現代中国政治研究ハンドブック』（慶応義塾大学出版会，2015年）
- ・中園和仁（編）『中国がつくる国際秩序』（ミネルヴァ書房，2013年）
- ・川島真（編）『チャイナ・リスク』（成山堂，2015年）
- ・川上高司（著）『無極化時代の日米同盟—アメリカの対中宥和政策は日本の危機20年の始まりか—』（ミネルヴァ書房，2015年）
- ・宮崎正弘（著）『習近平が仕掛ける尖閣戦争』（並木書房，2012年）
- ・山本武彦（著）『安全保障政策—経済済民・新地政学・安全保障共同体—』（日本経済評論社，2009年）

- ・ サミュエル・ハンチントン（著）『文明の衝突』（集英社，2009年）
- ・ 佐島直子（著）『安全保障ってなんだろう』（勁草書房，2011年）
- ・ 衛藤瀋吉・渡辺昭夫・公文俊平・平野健一郎（著）『国際関係論 第二版』（東京大学出版会，2009年）
- ・ 青山瑠妙（著）『中国のアジア外交』（東京大学出版会，2013年）
- ・ 毛里和子（著）『中国政治―習近平時代を読み解く―』（山川出版，2016年）
- ・ 佐藤丙午（著）『21世紀の国際関係入門』（ミネルヴァ書房，2012年）

《注》

- 1 「日米共同ビジョン声明」外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/nal/us/page3_001203.html を参照（最終閲覧日 2016/10/26）
- 2 村井友秀 東京国際大学教授 拓殖大学大学院での総合演習講義（講義日 2015/12/08）の講話内容を参照
- 3 同上
- 4 村井友秀 東京国際大学教授 拓殖大学大学院での総合演習講義（講義日 2015/12/08）の講義内容を引用
- 5 村井友秀 東京国際大学教授 拓殖大学大学院での総合演習講義（講義日 2015/12/08）の講義内容を参照
- 6 村井友秀 東京国際大学教授 拓殖大学大学院での総合演習講義（講義日 2015/12/08）の講義内容を引用
- 7 中園和仁（編）『中国がつくる国際秩序』（ミネルヴァ書房，2013年）p.238-241 を引用
- 8 川島真（編）『チャイナ・リスク』（成山堂，2015年）p.183-186 を引用
- 9 高橋伸夫（編）『現代中国政治研究ハンドブック』（慶応義塾大学出版会，2015年）p.262 を参照
- 10 「中国の新軍事戦略とアジア」時論公論
<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/219560.html> を参照（最終閲覧日 2016/10/26）
- 11 同上
- 12 中園和仁（編）『中国がつくる国際秩序』（ミネルヴァ書房，2013年）p.238 を引用
- 13 川上高司（著）『無極化時代の日米同盟―アメリカの対中宥和政策は日本の危機20年の始まりか―』（ミネルヴァ書房，2015年）を参照
- 14 「尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向と我が国の対処―中国公船等による領海侵入の実態―」外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page24_000162

html を参照（最終閲覧日 2016/10/26）

- 15 川島真（編）『チャイナ・リスク』（成山堂，2015 年）p.184 を引用
- 16 村井友秀 東京国際大学教授 拓殖大学大学院での総合演習講義（講義日 2015/12/08）の講話内容を引用
- 17 村井友秀 東京国際大学教授 拓殖大学大学院での総合演習講義（講義日 2015/12/08）の講話内容を参照
- 18 日本政府観光局（JNTO）による調査（調査報告日 2016 年 10 月 19 日）を参照
- 19 中島恵『なぜ中国人は日本のトイレの虜になるのか？』（中央公論新社，2015 年）を参照
- 20 日本政府観光局（JNTO）による調査を参照
- 21 「日本に対する印象が変わった－訪日中国人にインタビューしてみた結果－」レコードチャイナ <http://www.recordchina.co.jp/a144707.html> を引用（最終閲覧日 2016/10/26）
- 22 「日本に対する印象が変わった－訪日中国人にインタビューしてみた結果－」レコードチャイナ <http://www.recordchina.co.jp/a144707.html> を引用（最終閲覧日 2016/10/26）
- 23 「日本に対する印象が変わった－訪日中国人にインタビューしてみた結果－」レコードチャイナ <http://www.recordchina.co.jp/a144707.html> を引用（最終閲覧日 2016/10/26）

平成 28 年度 研究所奨学論文・作品 入選者一覧（研究所別）

	受賞	学部・学科・専攻	学年	氏 名	論文・作品テーマ
経営経 理研究 所	最優秀	商学部経営学科	4	内 田 雅 之	地域活性化においてご当地 アイドルが果たす役割につ いて
		商学部経営学科	4	会 田 祥 菜	
		商学部経営学科	4	羅 晶 晶	
		商学部国際ビジネス学科	4	大 野 裕 輝	
		商学部会計学科	4	佐 藤 将 也	
	優秀	商学部経営学科	3	嶋 田 崇 宏	実地調査から読み取れる、 GMS 改革の必要性 —イオンリテールの変革—
		商学部経営学科	3	小 丸 達 寛	
	優秀	商学部経営学科	3	早 川 桃 子	安定した企業経営のために 重視する株主～消費者を安 定株主に～
		商学部経営学科	3	大 場 唯 人	
		商学部経営学科	3	猪 瀬 雄 也	
		商学部経営学科	3	飯 嶋 佳 奈	
政治経 済研究 所	最優秀	政経学部法律政治学科	4	武 田 晃 樹	責任能力のない未成年者と その監督義務者の責任をめ ぐる問題
	優秀	政経学部経済学科	4	水 野 斗 馬	ドイツのエネルギー政策と 日本
	優秀	政経学部経済学科	3	石 坂 晋太郎	日本のプロレス団体乱立に ついての一考察—業界の トップロープは低いのか
	優秀	政経学部経済学科	4	中 山 郁 弥	新人候補者の選挙費用と得 票率の関係
		商学部経営学科	4	嶋 田 晃 司	
	優秀	政経学部経済学科	3	田 辺 柁 拓	衆議院選挙における大学偏 差値の影響
		政経学部経済学科	3	大 庭 一 晃	
		政経学部法律政治学科	3	小 山 雄 規	
	優秀	政経学部経済学科	3	遠 藤 勇 哉	市議会議員とカネ —市議の報酬と投票率—
		政経学部法律政治学科	3	工 藤 達 勝	
言語文 化研究 所	最優秀	外国語学部中国語学科	4	塚 越 歩 美	中国語における外来語につ いて
理工学総 合研究 所	最優秀	大学院工学研究科情報・デザイン工学専攻（博士前期課程）	2	大始良 義 将	痛みを評価できるデジタル・ツールの開発
	優秀	大学院工学研究科情報・デザイン工学専攻（博士前期課程）	1	鈴 木 晴 子	アナモルフォーシスを用いた 逆走防止のための路面立 体表示デザイン
	優秀	大学院工学研究科情報・デザイン工学専攻（博士前期課程）	1	三 輪 明日希	有彩色透明視における発現 条件の検討

人文科学 研究所	最優秀	大学院地方政治行政 研究科地方政治行政 専攻（修士課程）	2	鴨 賢 司	専業主夫になる要因 —専業主婦との違い—
	優秀	外国語学部英米語学科	4	島 貫 悠 馬	ジョナサン・スウィフトが 求めた女性観と愛の本質
	優秀	政経学部法律政治学科	4	藤 田 雅 也	列車事故におけるヒューマ ンエラーの誘因分析とその 対策
	優秀	国際学部国際学科	3	桐 井 大 地	分散コンピューティングプ ロジェクトの有用性と今後の 発展性
	優秀	商学部国際ビジネス学科	4	鈴 木 愛 奈	日本人がグローバル社会で 活躍するために —ホフステッド指数に見る 日独の国民性の比較—
海外事情 研究所	最優秀	大学院国際協力学 研究科安全保障専 攻（博士前期課程）	2	宮 澤 里 奈	中国と日本における友好的 な関係発展への可能性—政 治戦略に左右されない国民 間関係—
	優秀	政経学部法律政治学科	4	向 山 仁 啓	憲法と国際情勢から見た安 保法制
	優秀	政経学部法律政治学科	3	岩 原 愛	もうひとつのミャンマー難 民問題—群馬県館林市のロ ヒンギヤ
日本文化 研究所	優秀	国際学部国際学科	2	大 口 凌 磨	郷土料理を活用した地域活 性化方策に関する考察～山 梨県富士川町の事例から～
		国際学部国際学科	2	白 川 幹	
		国際学部国際学科	2	太 田 渚 紗	
		国際学部国際学科	2	佐 藤 美 優	
国際開発 研究所	優秀	国際学部国際学科	2	木 村 結	廃校の潜在能力を活用した 芸術的・地方創生＜廃校× アート＞
		国際学部国際学科	2	下 島 雄 大	
		国際学部国際学科	2	関 口 加 奈	
		国際学部国際学科	2	高 橋 美 憂	
地方政治 行政研究所	優秀	国際学部国際学科	2	高見澤 有 紗	山梨県富士川町における商 店街の活性化とバス利用策
		国際学部国際学科	2	吉 澤 翼	

日本語教育研究所 入選なし
イスラーム研究所 応募なし

（応募件数）79 件，144 名 （入選件数）24 件，44 名 （参加賞）55 件，100 名

平成 28 年度 研究所奨学論文・作品 応募要領

1. 研究所奨学論文

(1) 応募分野（テーマ）

No.	研究所名	応募分野（テーマ）
1	経営経理研究所	(1)商学 (2)経営学 (3)会計学 (4)国際ビジネス（貿易・観光など） (5)商法 (6)税法 (7)IT ビジネス (8)ビジネス・エコノミックス (9)ビジネスプラン（事業計画書）
2	政治経済研究所	政治，経済，法律に関するもの
3	言語文化研究所	言語，言語教育，言語学習，言語文化に関するもの
4	理工学総合研究所	理学，工学，自然科学及びデザインに関するもの
5	人文科学研究所	(1)人文科学分野（哲学・文学・社会学・心理学・教育学・史学など） (2)自然科学分野および，いわゆる人間科学分野に関するもの
6	海外事情研究所	(1)世界秩序の変化に関するもの (2)安全保障に関するもの (3)日米同盟に関するもの
7	日本文化研究所	日本文化論・日本文明論・日本精神論（文化から歴史，政治まで）
8	国際開発研究所	(1)開発協力問題に関するもの (2)開発途上地域の歴史・文化・社会・政治・経済等に関するもの (3)災害からの復旧・復興・再生に関するもの
9	日本語教育研究所	(1)日本語または日本語研究に関するもの (2)日本語教育または日本語教育研究に関するもの (3)言語文化論あるいは日本語文化論に関するもの
10	イスラーム研究所	イスラームの法学，神学，文化，社会などに関するもの
11	地方政治行政研究所	地域における政治，行政，社会に関するもの

(2) 応募資格

- ・本学学部生ならびに本学大学院生（博士後期課程は除く）。
- ・共同執筆も可。但し，執筆者数を5名以内とする。
- ・同一研究所へ複数の応募は認めない。

(3) 原稿様式

〔理工学総合研究所以外の研究所〕

- ① Word で作成すること。但し，図表等は，Excel も可。

- ② A4 縦版・横書き，1 行が全角 34 字× 28 行で，10 ～15 枚程度。
- ③写真・図表等も，上記枚数に含める。
- ④日本語（具体例や引用などの場合，他言語表記可）。

〔理工学総合研究所〕

- ① Word で作成すること。但し，図表等は，Excel も可。
- ② A4 縦版・横書き，2 段組／1 段 27 字× 46 行で，3 ～5 枚程度。
- ③写真・図解等も，上記枚数に含める。
- ④日本語または英語（具体例や引用などの場合，他言語表記可）。

2. 研究所奨学作品

(1) 応募分野（テーマ）

No.	研究所名	応募分野（テーマ）
1	理工学総合研究所	理学，工学，自然科学及びデザインに関するもの

※応募作品（完成作品）のみ工学部事務室（八王子国際キャンパス工学部棟 1 階）に提出すること。

画像や動画等を含み応募データが送信できない場合は，工学部事務室に応募作品（完成作品）と併せて DVD メディア等で提出すること。

(2) 応募資格

- ・ 本学学部生ならびに本学大学院生（博士後期課程は除く）。
- ・ 共同執筆も可。但し，執筆者数を 5 名以内とする。
- ・ 同一研究所へ複数の応募は認めない。

(3) 原稿様式

- ① Word で作成すること。但し，図表等は，Excel も可。
- ② A4 縦版・横書き，2 段組／1 段 27 字× 46 行で，7 枚程度。
- ③ただし，解説文 2 枚以上，写真・図解等 4 枚以上を目安とする。
- ④日本語または英語（具体例や引用などの場合，他言語表記可）。

3. 応募方法・応募先・応募期日

〔応募方法・応募先〕

①「研究所奨学論文・作品（目次，論文・作品）」と，②「奨学論文・作品表紙」の 2 つを，Eメールの添付ファイルとして，次のアドレスへメールで送信して応募

してください。①と②は、大学ホームページ（学生生活⇒奨学金制度⇒研究所奨学論文・作品）からダウンロードしてください。

受付メールアドレス：kenkyu@ofc.takushoku-u.ac.jp

メールの件名： 学生番号+名前+「応募論文・作品のタイトル」

①「研究所奨学論文・作品（目次，論文・作品）」と，②「奨学論文・作品表紙」の添付ファイルのファイル名は，次のとおりにしてください。

①目次，論文・作品のファイル名（例）：

80777 拓殖太郎「日本の領土問題」目次・論文

②表紙のファイル名（例）：

80777 拓殖太郎「日本の領土問題」表紙



- ・共同執筆で応募する場合は，代表者の学生番号と氏名でファイル名を付けてください。
- ・大学より配付された学生 Web メールアドレス（****@st.takushoku-u.ac.jp）から送信してください。
- ・研究支援課で受領後，受付メールアドレスより，「受付完了」のお知らせをメールで返信しますので，必ず受信可能な状態にしておき，随時メールチェックをしてください。なお，3日以内に「受付完了」のメールが届かない場合は，必ず研究支援課に問合せをしてください。

〔応募期日〕

平成 28 年 10 月 28 日（金）23:00 E メール必着【厳守】

※上記応募期日・時間を過ぎ送信された場合には受け付けません。

また，送信された応募書類に不備等があった場合には，受付ならびに審査の対象外とします。

応募論文・作品が、他機関に投稿した論文・作品と同一、あるいは同一と判断された場合には、審査対象外とします。

応募論文・作品（データを含む）は、如何なる理由が有っても返却しませんので、必ず各自コピーを保管してください。

応募論文・作品の著作権は、拓殖大学に帰属します。

〔問い合わせ先〕

研究支援課（文京キャンパス G 館 1 階）

電話：03-3947-7595（直通）

業務時間：平日 9：00～17：00／土曜日 9：00～15：00（昼休：11：30～12：30）

日曜及び祝祭日には業務をおこないません。

4. 選考結果および奨学金

選考結果は、研究支援課より、応募者が送信したメールアドレスにお知らせします。

また、最優秀賞に入選された方には、後日開催予定の「研究所奨学論文・作品」最優秀賞入選者表彰式についてもお知らせします。

奨学金は、各研究所とも、次のとおりです。ただし該当者がいない場合は奨学金を支給しません。

(1)最優秀賞	50,000 円	最優秀賞入選者表彰式にて、表彰状と現金を交付。 また最優秀賞入選論文・作品は、本学ホームページ と作品集にて公表。
(2)優秀賞	20,000 円	(銀行振込)
(3)参加賞	1,000 円	(図書カード)

各種データ

(1) 平成 28 年度 研究所奨学論文・作品 集計結果

(応募件数)

単位：件

(審査結果)

単位：件

研究所	件数	個人 執筆	共同 執筆	最優秀賞	※	優秀賞	※	参加賞	※
経営経理研究所	29	12	17	1	(1)	2	(2)	26	(14)
政治経済研究所	17	9	8	1		5	(3)	11	(5)
言語文化研究所	3	3	0	1		0		2	
理工学総合研究所	4	4	0	1		2		1	
人文科学研究所	13	13	0	1		4		8	
海外事情研究所	3	3	0	1		2		0	
日本文化研究所	2	1	1	0		1	(1)	1	
国際開発研究所	3	2	1	0		1	(1)	2	
日本語教育研究所	1	1	0	0		0		1	
イスラーム研究所	0	0	0	0		0		0	
地方政治行政研究所	4	3	1	0		1	(1)	3	
総計	79	51	28	6	(1)	18	(8)	55	(19)

※共同執筆入賞件数

①研究所奨学論文・作品は、平成 3 年度より実施。

②参考：平成 27 年度実績

(応募件数)

単位：件

(審査結果)

単位：件

研究所	件数	個人 執筆	共同 執筆	最優秀賞	※	優秀賞	※	参加賞	※
経営経理研究所	29	9	20	1	(1)	6	(5)	22	(14)
政治経済研究所	23	16	7	1		5	(1)	17	(6)
言語文化研究所	4	4	0	1		0		3	
理工学総合研究所	0	0	0	0		0		0	
人文科学研究所	4	2	2	1		1	(1)	2	(1)
海外事情研究所	2	2	0	1		1		0	
日本文化研究所	3	3	0	0		2		1	
国際開発研究所	2	2	0	0		2		0	
日本語教育研究所	1	1	0	0		0		1	
イスラーム研究所	0	0	0	0		0		0	
地方政治行政研究所	3	2	1	0		3	(1)	0	
総計	71	41	30	5	(1)	20	(8)	46	(21)

※共同執筆入賞件数

(2) 研究所奨学論文・作品応募人数 (学部・学科・研究科・専攻別) [平成 28 年度]

学 部	学 科	応募人数	
商学部	経営学科	58	82
	国際ビジネス学科	15	
	会計学科	9	
政経学部	法律政治学科	14	34
	経済学科	20	
外国語学部	英米語学科	1	9
	中国語学科	2	
	スペイン語学科	6	
国際学部	国際学科	11	11
工学部	機械システム工学科	0	1
	電子システム工学科	1	
	情報工学科	0	
	デザイン学科	0	
学 部 計		137	

研 究 科	専 攻	応募人数	
経済学研究科	国際経済専攻博士前期課程	0	0
商学研究科	商学専攻博士前期課程	0	0
工学研究科	機械・電子システム工学専攻博士前期課程	0	3
	情報・デザイン工学専攻博士前期課程	3	
国際協力学研究科	国際開発専攻博士前期課程	2	3
	安全保障専攻博士前期課程	1	
言語教育研究科	英語教育学専攻博士前期課程	0	0
	日本語教育学専攻博士前期課程	0	
地方政治行政研究科	地方政治行政専攻修士課程	1	1
(大学院) 研究科計		7	
合 計		144	

平成 28 年度 拓殖大学研究所奨学論文・作品入選作品集

平成 29 年 3 月 31 日発行

編集兼発行人	小池 和良	中村 竜哉	高橋 智彦
	吉森 茂	犬竹 正幸	川上 高司
	澤田 次郎	佐原 隆幸	小林 孝郎
	森 伸生	白石 浩介	

発 行 所	拓殖大学 学務部研究支援課
	〒 112-0012 東京都文京区大塚 1-7-1
	TEL 03-3947-7595 (直通)
	ホームページ http://www.takushoku-u.ac.jp/

